

**三重の森林づくり実施状況
(平成23年度版)**

平成24年9月

三重県農林水産部

第1章 トピックス	1
I 三重の森林づくり基本計画の改定について.....	2
II 紀伊半島大水害での林野関係の被害と対応.....	3
III 森林づくりに関する税の検討について.....	4
IV みえ生物多様性推進プラン.....	5
V 森林計画制度の見直し.....	6
VI 森林整備加速化・林業再生基金事業の取組状況.....	7
VII 木質バイオマスの利用促進について.....	8
VIII 林木剥皮害防止対策について.....	9
IX 亀山市立関中学校が農林水産大臣賞を受賞.....	10
X 2011国際森林年を記念して記念行事を開催.....	11
第2章 実施状況	13
I 基本方針1：森林の多面的機能の発揮.....	14
1 森林の整備及び保全.....	15
(1) 環境林整備の促進.....	15
(2) 生産林整備の促進.....	15
(3) 県行造林地の適切な管理の推進.....	16
(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進.....	16
(5) 災害に強い森林づくりの推進.....	17
(6) 野生鳥獣との共生の確保.....	19
(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化.....	20
2 森林の区分に応じた森林管理の推進.....	20
(1) 市町等と連携した森林管理の推進.....	20
(2) 森林資源データの整備と情報提供.....	21
(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究.....	21
II 基本方針2 林業の持続的発展.....	23
1 林業及び木材産業等の振興.....	24
(1) 森林施業の集約化の促進.....	24
(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進.....	24
(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進.....	25
(4) 特用林産の振興.....	25
(5) 効率的な木材生産のための研究.....	26
2 担い手の育成及び確保.....	27
(1) 林業の担い手の育成・確保.....	27
(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化.....	27
(3) 山村地域の生活環境の整備.....	28

3	県産材の利用の促進	28
(1)	県産材の新たな販路開拓	28
(2)	県産材利用に関する県民理解の促進	28
(3)	信頼される県産材の供給の促進	29
(4)	木造住宅の建設の促進	29
(5)	公共施設等の木材利用の推進	30
(6)	木質バイオマスの有効利用の推進	31
(7)	新製品・新用途の研究・開発の促進	31
III	基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興	33
1	森林文化の振興	34
(1)	新たな森林の価値の活用	34
(2)	森林を活かした連携交流の促進	34
(3)	里山の整備及び保全の促進	35
(4)	森林文化の継承	35
2	森林環境教育の振興	35
(1)	森林の役割に関する県民理解の促進	35
(2)	森林とのふれあいの場の提供	36
(3)	森林環境教育の効果的な推進	37
IV	基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進	39
1	県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	40
(1)	森林づくり活動への県民参加の促進	40
(2)	幅広い県民参画の機会の創出	40
(3)	身近な緑化活動の推進	40
2	森林づくりの意識の啓発	41
(1)	三重のもりづくり月間の取組	41
V	主な施策と予算	43
	参考資料1	45
I	三重の森林づくり条例	46
II	三重の森林づくり条例基本計画2012	50
III	三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系	57
IV	用語解説	58
	参考資料2	63
I	三重の森林・林業の現状	64

第1章 トピックス

I 三重の森林づくり基本計画の改定について

森林は、木材の生産はもちろん、水源の
かん養、県土の保全、地球温暖化の防止、
生物多様性の保全などの多面的な機能を
発揮することによって、私たちの暮らしを支
えています。

しかし、林業採算性の悪化や山村の過
疎化・高齢化の進行により林業が大きな打
撃を受け、林業や山村地域の人々だけで
は森林を適正に守り育てていくことが困難
になってきていることから、三重の森林を県
民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事
業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが
それぞれの責任と役割に応じて互いに
協働しながら豊かで健全な姿で次代に引
き継いでいくため、平成17年10月に「三重
の森林づくり条例」が制定されました。

条例の規定に基づき、三重の森林づくりに
関する施策を総合的かつ計画的に推進
するため、「三重の森林づくり基本計画」を

平成18年3月に策定しました。

基本計画の策定から5年を経過する中
で、森林・林業を巡る社会情勢は大きく変
化してきており、今後、これらの変化に的確
に対応し、三重県の森林づくりを進め、林
業を再生していく必要があることから、基本
計画の見直しを行い、平成24年3月に「三
重の森林づくり基本計画2012」を策定しま
した。

また、平成24年度から県の新しい長期
的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」
に基づき、「協創」という考え方で新しい三
重づくりを進めていくこととしています。

森林からの恩恵を受けている県民の皆さ
んの参画により、森林づくりにおいても県民
力による「協創」を実現し、豊かで健全な姿
で森林を次代に引き継いでいきたいと考
えています。

三重の森林づくり基本計画



Ⅱ 紀伊半島大水害での林野関係の被害と対応

平成23年9月、台風12号の影響により、県の中南部を中心に豪雨が長時間にわたったことから、総雨量が**1,500mm**を超えた地域もあり、山腹崩壊等の山地災害や林野関係施設の被災など、県内各地に甚大な被害をもたらしました。

このため、県では、被害状況や二次災害危険箇所の調査と、市町への県職員派遣による技術支援や復旧計画策定、工事発注業務などの支援を行うとともに、災害査定や国との協議・調整などを進め、災害関連緊急治山事業や治山施設災害復旧事業、林道施設災害復旧事業、自然公園等施設災害復旧事業などを活用した復旧対策に平成23年度から着手し、被災箇所の早期復旧に取り組んでいます。

被害状況

区分	被災市町数	被災箇所数	被害額
山地災害	8市7町	127箇所	9,941百万円
治山施設災害	8市5町	59箇所	566百万円
林道施設災害	10市8町	1,032箇所	4,487百万円
自然公園施設災害	4市3町	10箇所	146百万円
計		1,228箇所	15,140百万円



山腹崩壊(津市)



林道の被災状況(熊野市)



溪流荒廃(熊野市)



自然公園の被災状況(紀宝町)

Ⅲ 森林づくりに関する税の検討について

1 検討の背景

県土の3分の2を占める森林は、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化防止など様々な機能を発揮し、その恩恵は、広く私たち県民が享受しています。

森林の機能は、これまで農山村の人々の営みの中で森林が適切に管理されることで発揮されてきました。しかし、木材価格の低下等による採算性の悪化や担い手の高齢化などから、間伐などの手入れが不足した森林が増加しており、森林の機能が低下しています。

県では、このような森林を社会全体で支える仕組みとして、森林づくりのための税制度の導入について検討を重ねてきましたが、これまで厳しい経済情勢もあって導入を見合わせてきました。

しかし、平成23年9月の台風12号によって引き起こされた紀伊半島大水害では、山崩れとともに発生した流木等により、住民の生命・財産を脅かす甚大な被害がもたらされ、あらためて、森林の有する公益的機能の重要性や森林整備の必要性が認識されました。

このようなことから、森林づくりに関する税導入の検討について、これ以上先延ばしすることなく結論を出す必要があるとして、平成23年12月に「森林づくりに関する税検討委員会条例」を制定しました。

2 検討経過

条例に基づいて平成24年1月に設置された検討委員会は、三重大学大学院生物資源学研究科の松村直人教授を委員長とし、市長会、町村会、企業団体、消費者団体、NPOの方々のほか一般公募も含め15名の委員で構成されました。検討委員会では、税導入の是非も含めてゼロベースから検討を行うこととし、平成23年度は、三重県の森林・林業を取り巻く現状や税が導入された場合の用途等について協議されました。

平成24年度においても引き続き検討が進められ、平成24年7月31日の第5回の検討委員会において、災害に強い森林づくりを早期に進めるため税の導入が適当であるとして報告書が取りまとめられました。



検討委員会の様子

IV みえ生物多様性推進プラン

三重県は気象地形を反映して、その生物相は海浜性、低地性、山地性、暖地性、寒地性の種類が交錯するなど、極めて多様性に富んでいます。しかし、開発による生息・生育地の減少や環境の悪化、外来種問題などにより、三重県でも多くの動植物種が絶滅し、あるいは絶滅の危機に瀕しています。

そこで、豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に得ていくため、三重県における生物多様性に関する基本的な方向を示すとともに、成果指標を設定し、さまざまな主体がそれぞれの役割に応じて、県土全体の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを進めていくための計画として、「みえ生物多様性推進プラン」を策定しました。

基本方向1 個体数や生息生育地の維持・回復

【成果指標】 自然環境の新たな保全面積 163ha

- ・県内の野生動植物種がおかれている状況の把握と、野生動植物の保護・管理について 広く県民に周知
- ・自然公園や自然環境保全地域における生態系の維持又は回復
- ・希少野生動植物種への保護措置
- ・開発行為に関し、生息・生育地への影響低減等

基本方向2 里地里山・里海・人工林等の継続的な管理や保全活動の促進

【成果指標】 生物多様性の保全活動実施箇所数 74力所

- ・里地里山での保全活動や人工林の継続的な管理を活性化するため、ネットワークの形成や県民が保全活動に参加しやすいシステムの構築
- ・藻場・干潟・浅場の持つ水質浄化機能を明らかにするとともに、多様な主体と連携しながら里海再生への取組を推進
- ・行政、地域住民や関係団体等が連携して、農林業や生態系被害対策への取組を促進

基本方向3 外来種等による生態系の攪乱の防止

【成果指標】 外来生物種の生息調査及び駆除活動取組件数 6件

- ・希少野生動植物の保護等の観点から、外来種増殖等の抑制の取組を推進
- ・外来種の早期発見、早期対応のため、県民や関係者への情報提供や啓発を推進

基本方向4 生物多様性に関する理解の促進

【成果指標】 生物多様性認知度 70%

- ・見回りや清掃、整備、管理などそれぞれの活動に応じた地域住民等による自発的な保全活動の促進
- ・自然公園や森林公園の活用を促進
- ・「生物多様性」の普及啓発や環境保全活動等に取り組む人材育成の促進

V 森林計画制度の見直し

平成21年度に策定された森林・林業再生プランの実現に向け、国は平成23年4月に森林法の改正を行いました。これに伴い、平成23年度には全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画の一斉変更が行われ、市町村森林整備計画が地域の森林のマスタープランとして位置付けられました。

さらに、平成23年度から、面的なまとまりをもって計画的な森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設を支援する「森林管理・環境保全直接支払制度」が導入されました。

同制度では、間伐の場合、①間伐面積が5ha以上、②間伐材の搬出材積が1ha当たり平均10m³以上等の要件を満たす者に対して、施業等にかかる費用の一部を支援することとしており、平成24年度からは対象者を「森林経営計画」の作成者等に限定して実施されます。

県では、森林の団地化・施業の集約化及び搬出間伐を推進するために、森林組合等の林業事業者や市町担当者が参加する説明会や意見交換会を実施し、森林経営計画の作成を促進していきます。

また、平成24年4月から改正森林法が全面施行され、効率的で持続的な森林経営を行う仕組みとして「森林経営計画」制度がスタートしました。新たな「森林経営計画」は、森林所有者又は森林経営の受託者が森林を面的に取りまとめ、森林の施業・保護と作業路網の設置・維持管理に関する事項を計画するものです。

さらに、森林法に基づき適切な森林の施業を確保するためには、森林所有者を把握する必要があるため、新たに森林の土地の所有者となった者に、市町村への届出を義務付ける制度が導入されました。

森林管理・環境保全直接支払制度

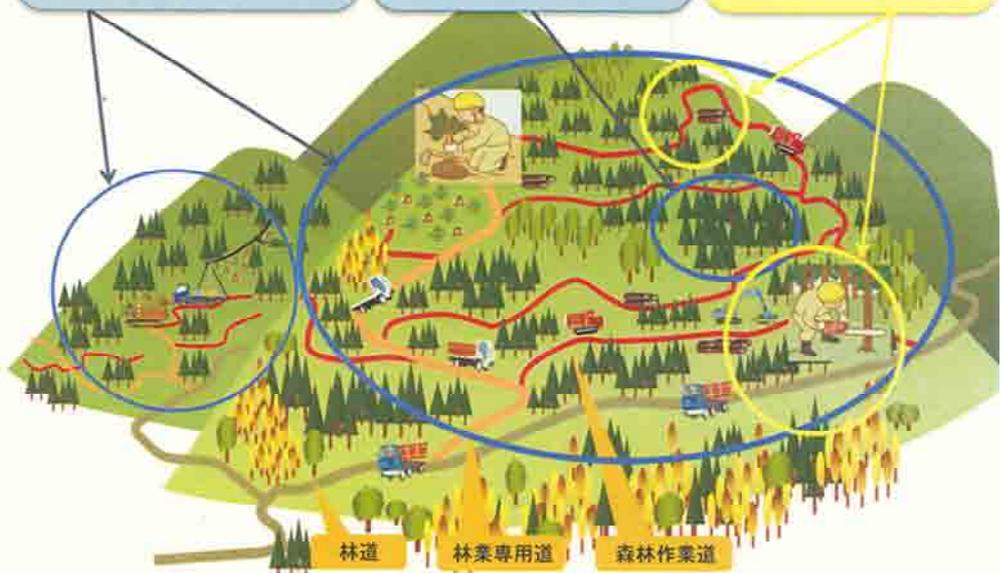
ポイント

- ① 集約化し計画的な施業を行う者を支援
(森林経営計画作成者及び要間伐森林施業代行者を支援対象に追加)
- ② 間伐等は5ha以上の実施箇所をまとめて実施し、平均10m³/ha以上を搬出
- ③ 路網整備については間伐等の森林施業と一体的に実施
- ④ 集約化に必要な境界確認等の活動を支援

●森林経営計画
面的なまとまりをもって持続的な森林経営を実施

●要間伐森林
・早急に間伐が必要な森林における間伐
・施業代行も可

●間伐等
・5ha以上の実施箇所をまとめて実施



VI 森林整備加速化・林業再生基金事業の取組状況

平成23年度の事業量

間伐等による森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業の再生を目指して、三重県では国からの補助金を得て基金を造成し、間伐や路網の整備、製材・バイオマス利用施設の整備、公共施設等における地域材利用等を促進しています。

平成23年度においては、間伐**3,072ha**、林内路網**15,866m**、森林境界の明確化**601ha**、高性能機械導入**10台**、木材加工流通施設等整備**4施設**、木造公共施設等整備**8施設**等を**15億2千万円**の基金事業費で整備しました。

平成24年度からは新たに基金として**30億4千万円**を積み立て平成26年度まで事業を行います。

基金事業の実施にあたっては、地域ごとに推進協議会を設けることにより、地域の実情に応じた取組を推進しており、間伐材の搬出量増大と安定供給体制の構築を目指し、積極的に基金を活用した事業を推進することとしています。

事業区分	事業量
間伐	3,072 ha
林内路網整備	15,866 m
森林境界明確化	601 ha
里山再生整備	574 ha
高性能林業機械	10 台
木材加工流通整備	4 施設
木造公共施設等整備	8 施設
木質バイオマス利用整備	1 施設



高性能林業機械(松阪:スイングヤーダ)



林内路網整備
(尾鷲:馬越定線)

Ⅶ 木質バイオマスの利用促進について

切捨てられた間伐材や造材時に発生する元はね材、梢端部などの未利用間伐材等は県内で年間約80万m³(36万t)発生すると推定されています。

これらの未利用材等を木質バイオマスエネルギーや製紙等の原料として有効利用することは、地球温暖化対策と併せて新たな雇用の創出など、林業の活性化に繋がることから、供給先の確保や低コスト・効率的な木質バイオマスの生産システムの構築に取り組みました。

1 混焼発電利用の取組

中部電力株式会社「碧南火力発電所」における、県産木質チップの活用に向けて、三重県と中部電力は木質バイオマス利用連絡会議を設置して検討を進めています。平成23年度は、県産木質チップの粉碎試験や燃焼試験を実施するとともに、混焼利用の実用化に向け碧南火力発電所において、県産木質チップ50tと石炭の混焼発電の実機試験を実施しました。



県産木質チップの積込状況

2 林地残材搬出トライアルの取組

三重県、特種東海製紙株式会社、森林組合が連携し、搬出間伐による製紙用チップ原料の低コストの生産システムを構築するため、三重大学の協力のもと「林地残材搬出トライアル」を実施しました。



チップ化、原木運搬・・・移動式チップパーでチップ化し、トラック運搬または原木をトラック運搬

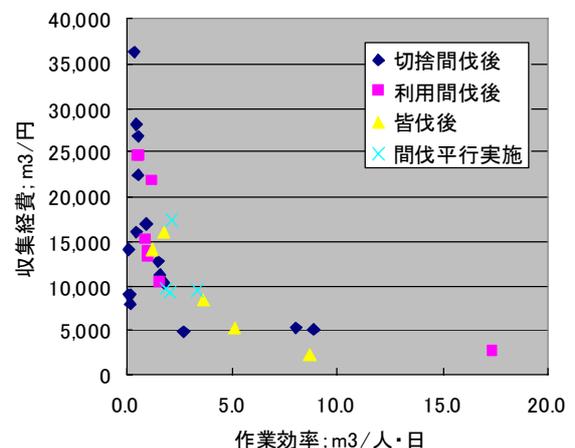
3 林地残材の効率的な収集運搬システムの実証実験の取組

県下11箇所において、木質バイオマスの安定供給に向けた収集運搬システムの実証実験を行いました。

実証の結果、作業効率が高くなるほど収集経費が小さくなる傾向が見られました。

また、切捨間伐後の収集に比べ、搬出間伐と一体的な収集や皆伐跡地での収集において、収集経費が低くなる傾向がありました。

以上から、運搬車両が進入可能な収集土場までの距離が300m以下、作業効率を5m³/人・日以上とし、A材～D材を総合的に利用することで林地残材の活用につながる実証されました。



Ⅷ 林木剥皮害防止対策について

近年、ニホンジカによる農林業被害が増加しており、社会的な問題となっています。

とくに、ニホンジカによるスギやヒノキの剥皮害は剥皮部分から木材腐朽菌が侵入して材部に変色や腐朽を引き起こします。

被害は価値の高い元玉に発生し、材価の低下を招く原因となることから、林業経営上大きな問題となっています。

そこで、早急に取り組むべき課題として、低コストで効果的な防除資材を開発することが求められています。

1 剥皮の高さと材変色の高さの関係

スギにおいて、剥皮最上部の地上高から材変色最上部の地上高を以下のとおり推測することができます。

変色最上部の高さ(cm) = $1.325 \times$ 剥皮最上部の高さ(cm) + 35.291

例えば、剥皮最上部の高さが50cmの時、材内は102cmの高さまで変色していることが推測できます。

2 剥皮害対策の考え方

ニホンジカによる剥皮害対策を考える場合、防除資材の費用と生産する木材の生産目標(優良材、並材)を考慮することが重要なポイントです。

(1) 優良材を生産する場合の対策ポイント

最終的に収穫できる材長を早い時期から決めて丁寧な間伐や枝打ちを行うため、剥皮害によって引き起こされる変色や腐朽は歩留まりの低下をもたらします。根張り部分の被害も回避できる効果の高いネットを設置することが有効です。

【資材例】ポリエチレンネットなど

(2) 並材を生産する場合の対策ポイント

高性能大型林業機械を利用して低コストで並材を生産する場合、根元部分の被害は許容し、樹幹部に被害が拡大しないよう

防除資材の効果及び単価等

資材	資材価格	その他必要な付属資材	備考
ポリエチレンネット	420円	結束バンド、固定アンカー	1本あたり1m使用した場合
伸縮性ポリエチレンネット	200円	結束バンド、固定アンカー	1本あたり1m使用した場合
ポリ乳酸製テープ	30円	特になし	1本あたり6m使用した場合

にテープを巻き付けることが有効です。

【資材例】ポリ乳酸テープ

同一林分においても、複数の資材を併用してコストを抑えることが重要です。例えば、最終残存木に効果の高い資材を使用し、間伐木に安価な資材を使用することでコスト削減ができます。

防除資材の設置は緊急避難的な措置であるため、有害捕獲等によりニホンジカの生息密度を下げるのが重要です。

3 パンフレットの作成

上記の内容をとりまとめたパンフレットを作成しました。以下のURLからダウンロードできます。

参考ホームページ:<http://www.mpstpc.pref.mie.lg.jp/RIN/paper/paper.htm>



ポリエチレンネット



ポリ乳酸製テープ

Ⅸ 亀山市立関中学校が農林水産大臣賞を受賞

(1)はじめに

木材利用推進中央協議会の主催する平成23年度木造施設普及コンクールにおいて、亀山市立関中学校が最優秀の農林水産大臣賞を受賞しました。

同協議会では、木材利用分野の拡大や特色ある木造施設を設置した主体を表彰することにより、木材利用の推進に資するため毎年「木造公共施設普及コンクール」を開催しています。

平成23年度は応募総数112件の中から最優秀の農林水産大臣賞として亀山市立関中学校が選ばれました。

(2)コンセプト

関中学校は、鈴鹿国定公園に隣接し、重要伝統的建造物保存地区に指定されている関宿に位置しています。こうした背景から、「まちづくりとの調和」、「木のぬくもりを感じる校舎」をコンセプトに校舎が改築されることになりました。

(3)施設の特徴

改築校舎は教室棟と管理棟の2棟で構成されており、2つの棟の間は関宿の街道をイメージした中庭が通っています。昇降口は鉄骨造ですが、表面には木材が使われています。また両サイドからの自然採光により、全体的に明るい空間となっています。



多目的ホール

さらに、学校施設の構造材には準耐火性能が求められるため、木材の燃えしろ設計が採用されています。

(4)地域材の利用

床材や垂木などには県産材、梁には国産のカラマツ集成材が使用されるなど、木工事については全て国産材が使用されています。特に校内にある吹き抜けの多目的ホールには、地元の山で伐採した樹齢100年を超えるスギの丸太が柱として8本使用されており、シンボリックな役割を果たしています。

(5)木造校舎の魅力

街の景観に溶け込んだ温もりのある木造校舎が完成しました。校舎全体に漂う暖かくて落ち着いた雰囲気から、生徒たちの評判も上々です。こうしたソフト面での価値が木造施設の大きな魅力でしょう。



関塾をイメージした中庭
(左:管理棟、右:教室棟)

X 2011国際森林年を記念して記念行事を開催

平成23(2011)年は国連総会の決議に基づく「国際森林年(International Year of Forests 2011)」でした。「国際森林年」は、世界中の森林の持続可能な経営・保全の重要性に対する人々の認識を高めることを目的に定められました。

三重県では、この「国際森林年」を記念して、「森を歩く」をテーマに、県内各地で記念行事を開催しました。

1 四日市「また森林(もり)で逢いましょう～美しい自然を未来につなげるために～」

平成23年11月6日(日)に、四日市市西山町地内において「NPO法人森林の風」の協力により、社団法人四日市青年会議所と三重県が共同で開催しました。

当日は雨天にもかかわらず、一般市民や(社)四日市青年会議所の会員など約130人が参加して、20年後の未来に小鳥やカブトムシが集まっている姿を思い描きながら、クヌギやコナラ、シラカシなど「どんどんぐり」の苗木を植栽しました。



植栽の様子

2 津「国際森林年 記念ウォーキング～はじめよう森林づくり～」

平成23年10月1日(土)に津市森林セラピー基地「健康の郷・美杉～都市近郊の癒

し空間～」の高東山コースにおいて、森林ウォーキングを開催しました。

当日は30名が参加して、約6kmの区間を約4時間かけてウォーキングを行いました。ウォーキングの前後には、血圧やストレス度をチェックする唾液アミラーゼを測定し、森林の癒し効果を実感しました。



森林ウォークの様子

3 松阪「森を歩く～創造の森へ森林ウォーク～」

平成23年11月13日(日)に松阪市伊勢寺町において、小学生から60歳以上の方まで15名が参加して、森林ガイドの説明を受けながら、往復約5kmのコースで森林ウォーキングを楽しみました。



森林ガイドの説明を受ける参加者

4 伊勢「市民と森林をつなぐ国際森林年の集いin三重キックオフイベント」

平成23年9月24日(土)に伊勢神宮の宮域林において、「歩こう！神宮の森林」を開催しました。午後からは、伊勢市民活動センターで速水亨氏、金田憲明氏、江崎貴久氏、小椋久美子氏、鈴木英敬知事によるパネルディスカッションを行いました。



宮域林を散策する参加者

5 伊賀「木をみる森をしる～ブナの森をあらく～」

平成23年10月29日(土)に伊賀市勝地地内において約30名が参加して、青山高原山頂小屋からブナの森のある奥山愛宕神社までの往復約3kmの山道を歩きました。参加者からは、「楽しかった」「ブナの木を初めて見て、直接触れることができ良かった。」などの感想をいただきました。



ブナの木に触れる参加者

6 尾鷲「市民と森林をつなぐ国際森林年の集いin三重」

平成23年10月15日(土)に三重県立熊野古道センターにおいて、NPO法人共存の森ネットワーク事務局長吉野奈保子氏のコーディネートのもと、直木賞作家三浦しをん氏と京都大阪森林管理事務所白木投和氏により、林業を通じて成長する若者を描いた小説「神去なあなあ日常」を話題にした林業関係の対話が行われました。



会場の様子

7 熊野「七里御浜のマツ林を歩こう」

平成23年12月11日(日)に紀宝町ウミガメ公園前の七里御浜海岸マツ林において、地元小学生14名を含む関係者が参加して、「七里御浜のマツ林を歩こう」を開催しました。地元紀宝町や森林管理署の協力により、マツに関する勉強を行った後、マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツを丁寧に植栽しました。



マツ苗を植栽する小学生

第2章 実施状況

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標			
		平成22年度	平成23年度	平成27年度	平成37年度
間伐実施面積 (H18からの累計)	54,022ha	40,000ha	48,000ha	84,000ha	140,000ha
〔平成23年度実績〕	〔9,491ha〕				

※目標値は2006年度(平成18年度)以降の間伐実施面積の累計としました。

【平成23年度評価】

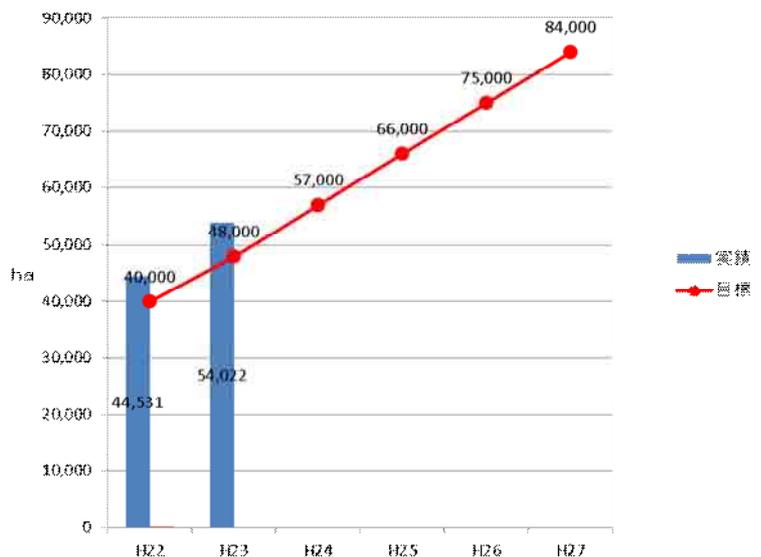
平成23年度は森林環境創造事業、治山事業、環境林整備治山事業、造林事業、森林整備加速化・林業再生基金事業などの活用により、

9,491haの間伐が実施されました。この結果、平成18年度からの間伐実施面積の累計が54,022haとなり、目標としていた48,000haを達成することができました。

しかし、環境林の整備について、市町の協力を得て促進しているものの、森林所有者の森林への関心は低いことなどを背景に計画どおり進んでいないことから、事業の仕組みを見直す必要があります。また切捨間伐から搬出間伐への転換を進めています。

平成24年度は森林環境創造事業の仕組みの見直しや切捨間伐から搬出間伐への転換を進め、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指し、引き続き間伐等の森林整備を進めていきます。

指標：間伐実施面積(累計)



I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

1 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

(1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

平成23年度は、森林環境創造事業により、新規に263haの計画を樹立するとともに、植栽4ha、間伐1,252ha、下刈 49haを実施しています。これにより、平成13年度からの着手面積の累計は11,581haとなり、計画面積22,750haの50.9%の進捗状況となっています。また、認定林業事業体が策定する環境林整備計画の協議・調整を行う

環境林整備のイメージ



間伐放置林



針広混交林

地区森林管理協議会も20市町に設置されています。

間伐については、治山事業1,173ha、環境林整備治山事業189ha、自力等その他371haを含め2,985haを実施しました。

【地区森林管理協議会設置状況】

区分	地区森林管理協議会設置市町
平成13年度～平成23年度	鈴鹿市、亀山市、いなべ市、津市、松阪市、多気町、大台町、伊勢市、鳥羽市、南伊勢町、大紀町、度会町、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

(2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。



整備されたスギ林



間伐材の搬出状況

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

平成23年度は、造林事業により間伐1,247ha、植栽46ha、下刈り207haなど、また高齢林整備間伐促進事業により高齢級間伐468ha等を実施しました。

間伐については、治山事業380ha、森林整備加速化・林業再生基金事業3,296ha、森林農地整備センター665ha、自力等その他450haを含め6,506haを実施しました。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

平成23年度は、県内14市町34ヶ所で地上権設定した県行造林地3,490haで、間伐305ha、作業道の開設2,035mを実施し、664m³の間伐材を搬出しました。

また、県行造林の森林資源を活用した取組として、来年度に導入予定であるオフ

県行造林種類別契約状況 (平成24年3月末現在)

県行造林の種類	契約件数	面積(ha)	契約期間	分収率(県:所有者)
模範林	12	1,015.25	M39~H75	9:1.5:5.6:4
大礼記念林	5	481.65	S 5~H72	5:5
紀元2600記念林	10	622.98	S25~H85	5:5
講和記念林	8	425.77	S28~H56	5:5
皇太子殿下御成婚記念	6	261.41	S37~H58	6:4
県庁舎落成記念林	7	340.35	S41~H67	6:4
県政100年記念林	3	342.50	S52~H72	6:4
計	51	3,489.91		



尾鷲県行造林

セット・クレジット制度の認証取得に向けた調査委託契約を締結しました。

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

三重県における保安林の指定状況

区分	面積(ha)	比率
水源かん養	78,932	59.1%
土砂流出防備	41,667	31.2%
土砂崩壊防備	165	0.1%
防風	174	0.1%
潮害防備	6	0.0%
干害防備	20	0.0%
防火	13	0.0%
魚つき	637	0.5%
落石防止	25	0.0%
航行目標	6	0.0%
保健	※ 11,933	8.9%
風致	79	0.1%
計	123,130	

※保健保安林は、兼種10,527haを含む。



水源かん養保安林(松阪市)



魚つき保安林(紀北町)

平成23年度には、県内の保安林指定面積は1,368ha増加し、平成23年度末現在、県内の森林面積の約33%にあたる123,130haの森林が保安林に指定されています。また、林地開発については、平成23年度に4件、16haを許可しています。

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しているところです。平成23年度末現在、山腹崩壊危険地区1,973地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区1,965地区となっています。平成23年度末でのこれらの山地災害危険地における治山事業の着手率は48.3%となりました。

平成23年度の主な取組として、平成23年9月の紀伊半島大水害等により山地災害

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮



山腹崩壊地の状況(紀北町)



山腹崩壊地の復旧状況(紀北町)

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る復旧治山事業を12箇所実施するとともに、災害関連緊急治山事業を10箇所、林地荒廃防止施設災害復旧事業を10箇所実施しています。

また、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な成長を促進させるための本数調整伐(間伐)1,742haを実施しました。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

平成23年度の野生鳥獣による林業被害額は2億8千万円で、ニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害が約95%を占めており、ニホンジカによる被害は年々増加しています。

植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を普及しており、平成23



シカによる下層広葉樹の被害

年度は新植地へ防護柵を36,904m設置しました。(造林事業:25,180m、特別天然記念物カモシカ食害対策事業:11,724m)

特に、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減を図るため、「特定鳥

獣保護管理計画(ニホンジカ)第2期」を変更し、平成23年度から、イノシシ・ニホンジカの狩猟期間の始期を2週間延長して捕獲圧を上げました。

一方、平成23年度の狩猟登録者数は3,376人で、狩猟者の高齢化により狩猟登



シカによるヒノキ剥皮害



剥皮害に伴う材の変色と腐朽



剥皮害防除ネット

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

録者数は減少しています。

林業研究所では、平成20年度から3カ年の計画で、ニホンジカの生息密度と森林被害の推移を把握するとともに、樹皮食害の効果的な防除法の開発を目的とした研究を実施してきました。スギやヒノキの剥皮害や下層広葉樹の食害は、シカの生息密度が10頭/km²以上の現状では許容できない水準であることが明らかとなりました。また、剥皮の高さや幅から変色部の高さを推定する技術を開発しました。

被害防除については、伸縮性ポリエチレンネットで根張り部分を保護できることも分かりました。

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

平成23年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置を41ha、被害木を伐倒処理する駆除措置を51m³実施しました。さらに、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損などの被害が発生しているため、平成22年度に引き続き、ヘリコプターによる県内の被害状況調査を実施しました。

また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示などを行い、林野火災の予防思想の普及を図りました。

松くい虫被害及び林野火災発生状況

区分	松くい虫		林野火災	
	面積(ha)	材積(m ³)	件数	面積(ha)
平成21年度	1,017	3,402	53	15
平成22年度	992	3,122	33	2
平成23年度	946	2,821	43	21



カシノナガキクイムシ(左:メス、右:オス)
写真:キーエンス社提供



カシノナガキクイムシの被害状況(いなべ市)

2 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、三重県型森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

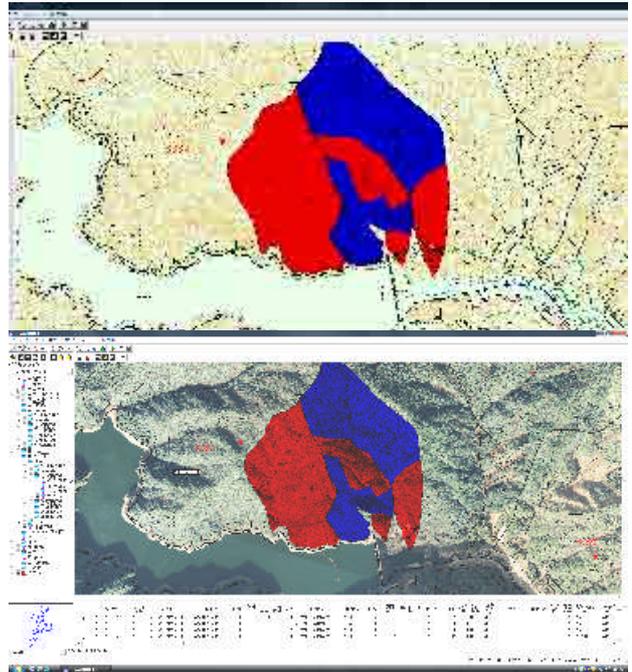
市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。

また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

平成23年度は、伊賀森林計画区において地域森林計画を樹立しました。また、全国森林計画の変更に伴い、北伊勢・南伊

平成23年度以降に地域森林計画を再樹立する森林計画



区分	森林計画区名	対象市町
平成23年度	伊賀	伊賀市、名張市
平成24年度	尾鷲熊野	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町
平成25年度	南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
平成27年度	北伊勢	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町

勢・尾鷲熊野の森林計画区において、各地域森林計画の変更を行いました。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

平成23年度は、森林GISの森林資源データの整備を進めるとともに、市町が整備した森林GIS等へ森林資源情報の提供を行いました。また、森林施業の集約化に取り組む林業事業者へ森林資源情報の提供を始めました。

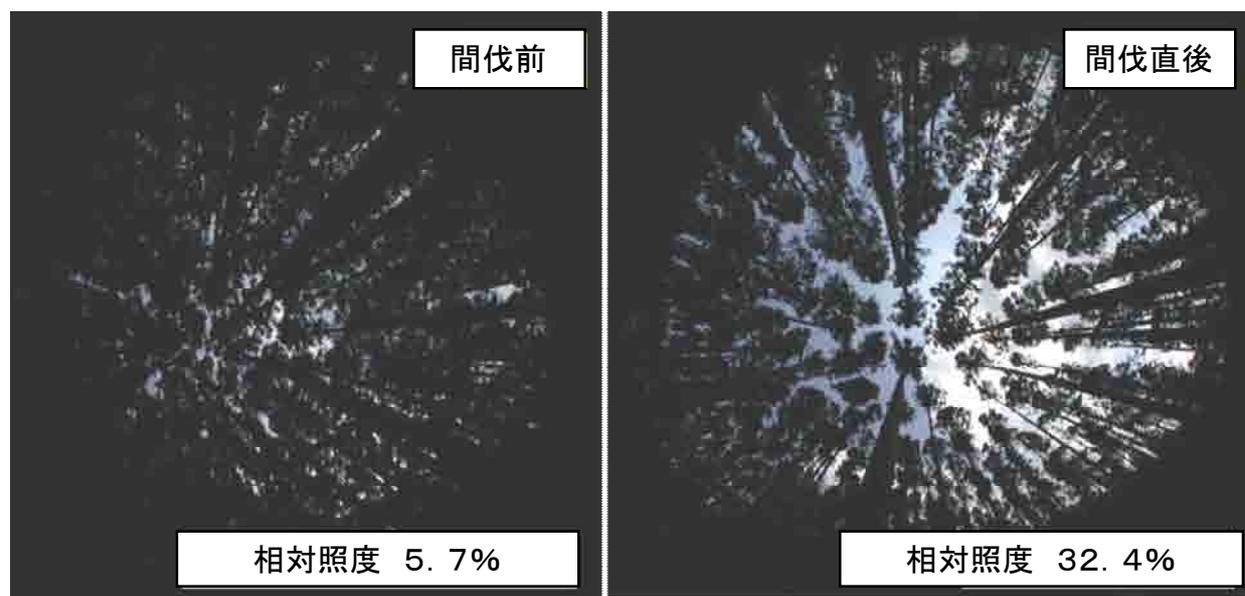
(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の

研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

昨年度までの継続調査から、過密ヒノキ林に実施した強度間伐により、林内光環境の改善、下層植生の侵入・定着(2年程度で林床被覆率100%)、これにともなう林床土砂流出量の減少等の効果が確認されています。今後、樹冠が徐々に閉鎖し、相対照度が低下するので、間伐効果の持続には再間伐を実施する必要がありますが、その樹冠閉鎖時期は、間伐率などによって異なります。このため、平成23年度は間伐後の経過年数が異なるスギ、ヒノキ林分の樹冠閉鎖状況の調査を実施しました。樹冠閉鎖速度は、間伐率、林齢、地位などが影響し、林齢が45年生前後、本数間伐率50%程度の場合には、6-12年程度(地位が良いほど閉鎖速度が速くなる)で樹冠が再閉鎖する結果となり、再間伐時期の目安となることが考えられました。

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮



全天空写真による間伐前後の樹冠空隙および林内の相対照度変化の測定

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績		目標		
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成27年度	平成37年度
県産材(スギ・ヒノキ) 素材生産量	255,000m ³	239,000m ³	271,600m ³	402,000m ³	498,000m ³
	製材237千m ³ 合板9千m ³ チップ9千m ³		製材237千m ³ 合板9千m ³ チップ25千m ³	製材252千m ³ 合板13千m ³ チップ137千m ³	製材275千m ³ 合板20千m ³ チップ203千m ³

※実績値は木材需給報告書等から県が調査したデータです。

【平成23年度評価】

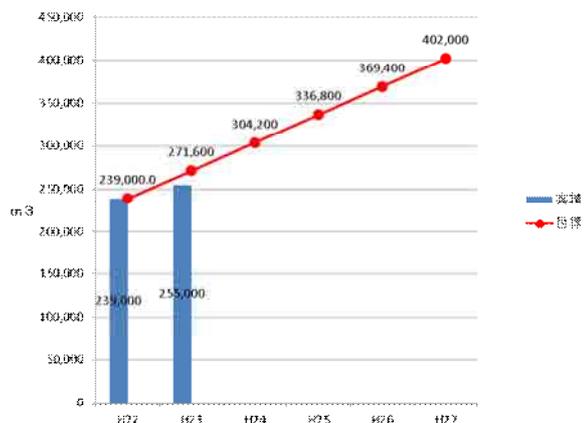
平成23年度は、森林の団地化・施業の集約化による搬出間伐の促進、「三重の木」認証事業者等が行うPR活動への支援等を行いました。これらの取組により、指標の「県産材の素材生産量」の実績は**255,000m³**(製材用**237,000m³**、合板用**9,000m³**、チップ用**9,000m³**)となりましたが、目標**271,600m³**(製材用**237,000m³**、合板用**9,000m³**、チップ用**25,600m³**)を下回っています。これは、主にチップ用の実績が目標を大きく下回ったためです。

平成23年度の課題については、①チップのエネルギー利用が計画どおりに進んでいないこと、②搬出間伐は進んできているが、小規模にとどまり、素材生産量の増大にはつながっていないこと、③素材生産をこれまで以上に増大させていくには、担い手や技術力が不足していることが考えられます。

平成24年度は、木質バイオマスエネルギー利用を促進するため、新たな木質バイオマス発電施設の整備とともに、未利用間伐材の安定供給体制づくりを促進します。

また、搬出間伐の促進、森林施業の効率化を図る技術者や担い手の育成を行い生産拡大を図ります。さらに規格の明確な「三重の木」、「あかね材」等の県産材についてPR活動への支援、首都圏等大消費地での販路開拓に取り組み、需要拡大を図ります。

指標：県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量



Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

1 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

(1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

平成23年度には、森林経営計画制度が平成24年4月から本格施行されることから、この制度の普及・定着を図るため、認定事務を担う市町の担当者を対象とした研修会を2回開催したほか、計画の樹立者となる森林所有者や森林組合等を対象とした制度説明会を開催しました。

また、がんばる三重の林業推進事業により、県内9地域の地域林業活性化協議会において、構成員である森林組合等が中心となり、団地化を推進しました。

その結果、34団地(1,477ha)を設定しました。

(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。あわせて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

平成23年度は林道事業により、林道開設8路線9工区、改良1路線1工区、舗装2路線2工区の路網整備を実施しました。

なお、台風12号災害などで被災した林道において、林道施設災害復旧事業等を174箇所実施しています。

また、がんばる三重の林業推進事業により、34団地(1,477ha)を設定し、4,334haの間伐を実施し、33,914m³の間伐材等の原木を搬出するとともに、森林整備加速化・林業再生基金事業により、間伐3,072haの実施、林内路網15,866mの開設、高性能林業機械10台の導入を進め、搬出コストの低減を図りました。

団地設定及び利用間伐の実施状況

協議会名	団地数	団地面積 (ha)	間伐等面積 (ha)	搬出材積 (m ³)
鈴鹿	5	238	104	2,957
中勢	6	479	695	10,601
松阪	7	220	531	9,399
宮川・伊勢	8	391	1,420	7,360
伊賀	0	0	215	382
尾鷲	3	89	435	1,457
くまの	5	60	934	1,758
計	34	1,477	4,334	33,914



林道開設 鶴ガ坂線(度会町)

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



高性能林業機械(プロセッサ)



林道菌新線 被災状況(大台町)



林道菌新線 復旧状況(大台町)

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材の加工コストの低減、流通の合理化、製品の規格化等による県産材の安定

供給システムづくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、県産材の需要の拡大を図っています。

平成23年度は、森林整備加速化・林業再生基金事業等を活用し、林内路網整備や高性能林業機械の導入、間伐材等加工流通施設(モルダ等)の整備に助成しました。

(4) 特用林産の振興

安全で安心な県産きのこやタケノコなどの特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進するとともに、消費者ニーズや市場動向などの必要な情報を生産者に提供しています。また、きのこの生産や利用に関する研究を進めています。

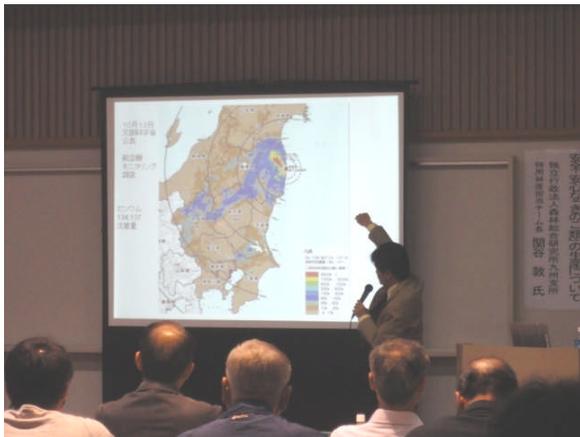
平成23年度は、東北大震災の影響もあり、「みえの安心食材」として消費者に安心して選んで頂けるきのこの品質管理の向上をはかるため、安全・安心な「きのこ類」の生産・品質衛生管理向上研修会として、福島原子力発電所事故によるきのこの生産への影響について講演会を実施し、約20名のきのこ生産者が受講しました。

また、生産者の交流会や食の安全・安心に関する研修会を開催するとともに、県産特用林産物を消費者に紹介するイベント等を開催し、「タケノコ生産を目指した竹林



タケノコ生産・現地研修(津市)

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



安全・安心な「きのこ類」の生産・
品質衛生管理向上研修会(松阪市)

整備について」研修会を実施し、三重県の特用林産物のPRを行いました。

また、林業研究所では、商品性の高い新しいきのことして、大型のヒラタケ、アラゲキクラゲ、オオイチョウタケの栽培方法の研



空調施設におけるアラゲキクラゲ発生状況



簡易施設におけるオオイチョウタケ発生状況

究を行い、オオイチョウタケでは、林地以外でも菌床埋め込みにより1年以内に発生が可能なことを明らかにしました。

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業の省力化、効率化に関する研究に取り組んでいます。

平成23年度は、効率化作業に不可欠な森林作業道を、簡易かつ丈夫に開設するための支援技術開発のため森林作業道の現況調査を行いました。また、所有者の間伐施業意欲を左右する収穫コストについて、採算性が高い収穫システムが選択できる予測技術の開発に向け時間観測調査を行いました。

育林コストの大部分を占める初期保育コストの低減技術を確立するための研究を平成22年度より開始し、発根率が高く、初期成長が優れたヒノキ品種である尾鷲8号を固定試験地に植栽して成長経過を調査しています。また、下刈省略可否判定技術の確立に向け、51地点で新植地調査を実施し、植栽木と雑草木等の競合状況を調査しました。

素材生産コストの低減に向けた研究としては、県内の素材生産における労働生産



下刈り省略化固定試験地(津市白山町)
2,000本/ha植栽

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



フォワーダへの積み込み作業の調査

性や生産コストの現状分析や将来予測、生産性規定要因の解析を継続して行いました。

2 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、施業プランナー、機械オペレーター等の人材育成を進めます。

平成23年度は、高校生を対象として、林業への就業意識をはぐくみ、就業を促そうと、林業体験活動を実施したほか、(財)三重県農林水産支援センターと連携して新規就業者セミナーを開催しました。また、林業技能士育成研修(18.5日間)を実施し、7名の研修生が林業に必要な基本的な技能・資格を習得しました。

新規林業就業者数の推移

区分	人数
平成17年度	23
平成18年度	29
平成19年度	33
平成20年度	43
平成21年度	45
平成22年度	76
平成23年度	41

林業労働災害の状況

区分	被災者数	うち死亡
平成17年	103	1
平成18年	84	2
平成19年	72	1
平成20年	82	3
平成21年	102	1
平成22年	106	1
平成23年	74	0

林業労働災害防止のため、作業現場への巡回指導や安全衛生指導員研修会を開催し、事故防止の啓発を行いました。

なお、平成23年の休業4日以上での死者数は74名で、平成22年に比較して32名減少しました。また、死亡者はいませんでした。

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

平成23年度末現在、認定林業経営体は、5経営体、6,579haが認定されています。また、認定林業事業体は、51の事業体が認定されています。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

平成23年度は、林道1路線を改良整備するとともに、集落周辺において山地災害防止に必要な施設や森林の整備を実施しました。



林道改良 小船小川口線(熊野市)



林道改良 小船小川口線(熊野市)

3 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通し

た森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

(1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

関東地方で開催された「ジャパン・ホーム&ビルディングショー」に三重県ブースを出展し、木材関係団体等が関東地方の事業者に対し「三重の木」認証材をはじめとする県産材のPRを行うことで県産材の販路開拓に取り組みました。



ジャパン・ホーム&ビルディングショー

(2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

平成23年度は、県産材を使う運動を推進するため、10月15日(土)に三重県立熊野古道センターで開催された「三重の森林(もり)と木づかいフェア」で第4回「みえの木」ベンチ大賞を開催し、人気投票を行うなど

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



第4回「みえの木」ベンチ大賞

木の魅力に触れ合う機会を創出しました。

また、CO2を固定している木材を利用することが、地球温暖化の防止など、環境保全に貢献することをPRするため、三重県木材CO2固定量認証制度の普及を進めています。

CO2固定量認証の実績

年度	平成22年度	平成23年度
認証件数(件)	5(2)	20(2)
認証固定量 (t-CO2)	88.3(26.2)	268.2(41.1)

※()内は団体認証の数字(内数)



愛農学園高校(伊賀市) 認証固定量39.3t-CO2

「三重の木」出荷量

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
出荷量(m ³)	5,137	8,416	8,740	8,668	9,154	9,802

(3) 信頼される県産材の供給の促進

基準が明確な「三重の木」や「あかね材」の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

「三重の木」認証制度の普及活動として、「三重の木」アドバイザーによる木造住宅を取り扱う建築業者に対するPRや、公共施設を発注する自治体に対し「三重の木」認証材の利用の働きかけを行いました。

その結果、平成23年度は、認証製材工場108社により9,802m³の「三重の木」認証材を供給しました。

(4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により「三重の木」住宅等の普及、販路拡大を進めます。

平成23年度は、県内ショッピングセンター等において、木の積み木遊びコーナーと住宅相談会を一体として開催し、木に触れ合いながら、木造住宅の魅力を知ることができるイベントを開催し、県産材及び「三重の木」認証材の良さを消費者に広くPRしました。



住宅相談イベントの開催

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

また、「三重の木」を積極的に利用する認証事業者の取組を支援しており、平成23年度は、「三重の木」を使用した住宅の完成見学会が20回、構造見学会が9回開催され、木材を利用した家づくりの魅力を発信しました。

あわせて、国の緊急総合経済対策の一環として、一定量の「三重の木」や「あかね材」を使用した住宅150戸に対して1戸あたり13万円を補助しました。

(5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけています。平成23年度は市町における公共建築物等木材利用方針の策定支援を実施し、7市町において方針が策定されました。

また、県内の木造公共施設を多数掲載した「公共建築物等における県産材利用事例集」を作成し、県内の私立学校など公共建築物の整備主体に配布しました。この

公共建築物等木材利用方針の策定済み市町
(平成24年3月末現在)

区分	市町
策定済み市町	亀山市、熊野市、紀宝町、菟野町、いなべ市、東員町、紀北町



川崎地区コミュニティーセンター(亀山市)



尾鷲中学校武道場(尾鷲市)



花の窟活性化施設(熊野市)

ほか、県の伊勢庁舎や駐在所など計11施設で92.3m³、保育園や公民館など市町が整備する計24箇所の施設において1,144m³の県産材が利用されました。

また、県の公共土木工事において間伐材の利用促進を進め、治山、林道工事で3,225m³の間伐材を使用しました。



公共工事等の利用事例
谷止工(松阪市飯高町)

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

間伐材等の木材を使用した
三重県リサイクル認定製品



公共工事等の利用事例
土留工(いなべ市藤原町)



公共工事等の利用事例
工事中看板



公共工事等の利用事例
工事中バリケード

区分

土木資材

用途及び認定製品数 工事中看板7、バリケード4、
ガードフェンス1

(6)木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

①混焼発電利用の取組

平成23年度は、県産木質チップの粉碎試験や燃焼試験を実施するとともに、混焼利用の実用化に向け碧南火力発電所において、県産木質チップ50tと石炭の混焼発電の実機試験を実施しました。

②林地残材搬出トライアルの取組

県、特種東海製紙(株)、森林組合が連携し、搬出間伐による製紙用チップ原料の低コストの生産システムを構築するため、三重大学の協力のもと「林地残材搬出トライアル」を実施しました。

③林地残材の効率的な収集運搬システムの実証実験の取組

県下11箇所において、木質バイオマスの安定供給に向けた収集運搬システムの実証実験を行いました。実証の結果、作業効率が高くなるほど、収集経費が小さくなる傾向が見られました。

(7)新製品・新用途の研究・開発の促進

建築期間の短縮や高気密化など住宅工法の変化に伴い、住宅に使用する構造用製材として変形や寸法変化の少ない乾燥材が求められるようになりました。このため、

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

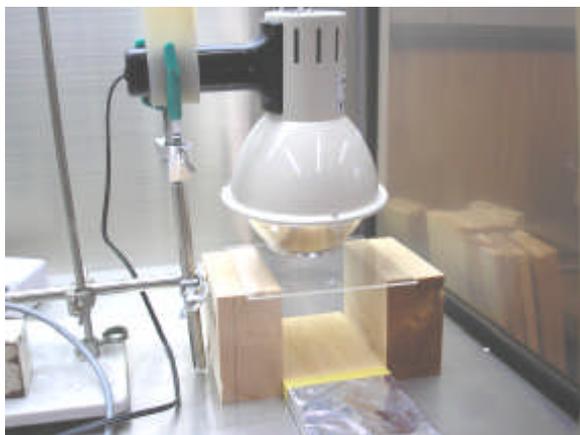


安全・安心な乾燥材の
生産・利用マニュアル

平成21年度からの3か年で表面や内部割れの少ない乾燥スケジュールの開発を行い(三重県はヒノキ柱材を担当)、平成23年度には、その成果をまとめたマニュアルを作成しました。

さらに平成23年度から4か年の予定で、スギ・ヒノキの柱材や梁桁材を対象に高周波を用いた効率的な乾燥技術の開発や乾燥方法と強度についての試験を実施しています。

尾鷲ヒノキ材を内装材へ利用するため、



紫外線ランプによる変色試験

これまで撥水性や硬さの向上などの取り組みを行ってきましたが、平成23年度からは紫外線による変色を抑制するための太陽光や紫外線ランプによる変色試験を実施し、尾鷲ヒノキ材の色変化について測定を行いました。

県産ヒノキを用いた木製トレイの実用化開発について、木製トレイを評価してもらうための見本を作製し、イベントや展示会等へ出展しました。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績		目標		
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成27年度	平成37年度
森林文化・森林環境教育指導者数	512人	450人	490人	650人	800人
同活動回数	1,538回	1,500回	1,600回	2,000回	3,000回

※数値は県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

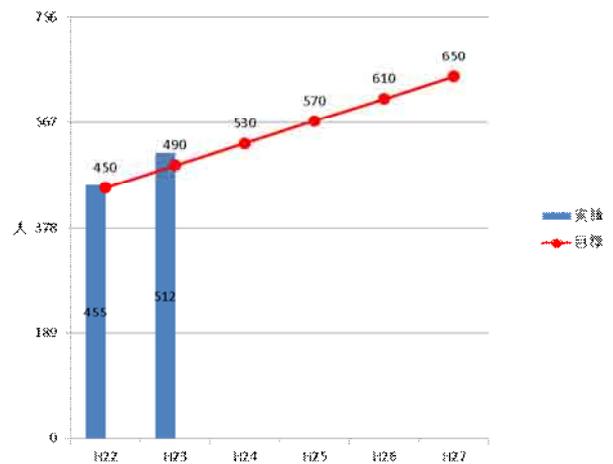
【平成23年度評価】

森林文化及び森林環境教育の指導者数は512人となり、目標の490人を上回りましたが、活動回数の実績は1,538回で、目標を下回りました。

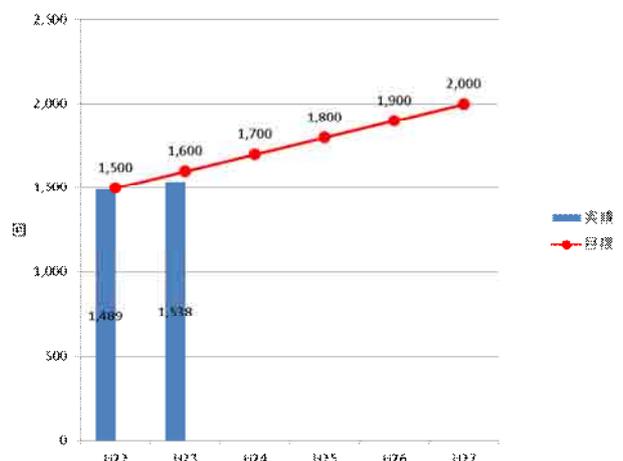
森林環境教育について指導者の活動が多くなっていますが、さらに森林や木に対する理解を広げていくためには、林業者や森林ボランティア、NPO等と連携しながら、学習の機会の提供を進めていく必要があります。

平成24年度は、森林環境教育の指導者登録制度を設け、登録指導者による小学校等での森林環境教育を実施するなど、これまで養成した指導者の活用を図るとともに知識や技能を持った県民の皆さんとも連携して、森林環境教育の提供機会の拡大を進めます。

指標：指導者数



指標：活動回数



Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

1 森林文化の振興

県民が森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

平成23年度は、「森林とのふれあい・学び事業」において、「森林とのふれあい」をテーマとしたフォトコンテストを実施したところ、県内から318作品の応募があり、優秀作品は県庁舎やショッピングセンターなど県内各地で展示を行いました。



最優秀賞(ふれあい部門)



最優秀賞(風景部門)



国際森林年賞

(2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

平成23年度は、国際森林年記念事業の一環として、紀北町の三浦漁業協同組合



が大台町大杉谷でウリカエデなど12種90本を植栽し、下草刈りも実施しました。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興



(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

平成15年度から団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するために、自然観察会などを行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業などの活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里

山保全活動計画認定制度」を設けています。

平成23年度は、新たな団体の活動の認証、及び団体の活動計画の認定はありませんでしたが、18団体に対し、保全活動に必要な資材等の購入に対する助成を行いました。

平成23年度末現在、みんなで自然を守る認証団体数は7団体、里地里山保全活動計画認定団体数は35団体となっています。

(4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

平成23年度は、(公社)三重県緑化推進協会により、緑地等適正管理事業として、日本樹木医会三重県支部の協力を得て、市町等の要請に応じ大台町大杉神社のスギについての樹勢診断と管理指導をはじめ10市町(20件)において、小学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。

2 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

県政だよりや新聞などにより啓発を行うと

認証・認定団体の推移

区分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	計
認証数	3	1	0	0	0	0	1	2	0	7
認定数	4	4	5	4	4	7	4	3	0	35

ともに、ホームページにより森林や木に関



ホームページ「三重の森林づくり」

する情報提供を行っています。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

三重県民の森及び上野森林公園では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れなどを進めるとともに、平成23年度は、三重県民の森で121回、上野森林公園で31回自然観察会等を開催したほか、各種研修会などに活用されています。



水辺の生きもの観察会



ドングリクラフト



上野森林公園



三重県民の森

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興



こども樹木博士



きのこ観察会

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

平成23年度は、「森林とのふれあい・学び事業」において、森林環境教育にかかる指導者の養成セミナー(3回)開催、県内の小中学校における森林環境教育の総合コーディネートを行いました。

また、体験学習プログラムとして、県内の

小中学校の学校林や公的森林施設等を会場に「森林の活動体験教室」(16回)を実施しています。

区分	実施場所
指導者養成セミナー	三重県民の森、三重県上野森林公園、三重県立熊野古道センター
学習フィールド整備	海野小学校(紀北町)、布施田小学校(志摩市)
森林の活動体験教室 ※ 12カ所 (延べ16件)	丹生川小学校(いなべ市)、笹尾西小学校(東員町)、常磐西小学校及び学校林(四日市市)、井田川小学校・鈴西小学校学校林(鈴鹿市)、明小学校及び学校林(津市)、花之木小学校・丸柱小学校(伊賀市)、大河内小学校学校林(松阪市)、勢和小学校(多気町)、布施田小学校(志摩市)、三浦小学校学校林(紀北町)
計 12カ所、延べ16件	



指導者養成セミナー(熊野古道センター)

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興



丸太切り体験(丹生川小学校)



間伐材の皮むき作業(大河内小学校)



野鳥観察(常磐西小学校)



間伐体験(三浦小学校)



樹木カルテ作り(鈴西小学校)

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標			
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成27年度	平成37年度
森林づくりへの参加者数	23,449人	25,000人	26,000人	30,000人	40,000人

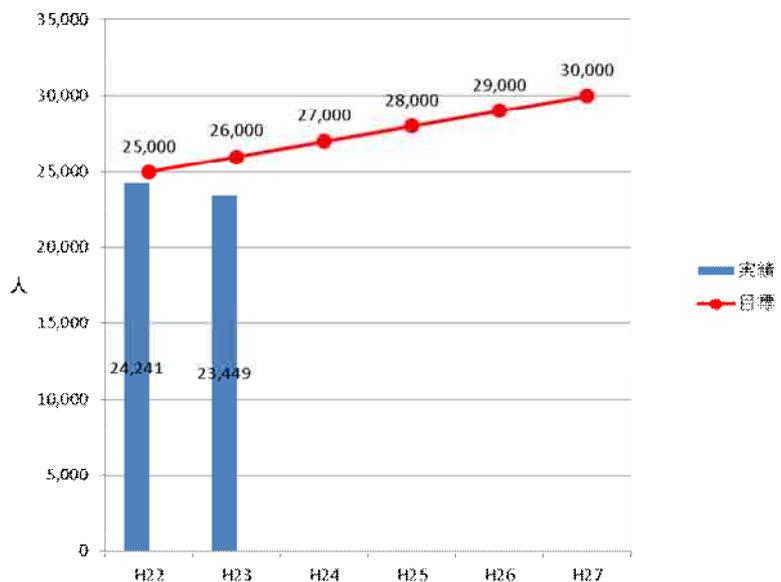
* 数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

【平成23年度評価】

平成23年度は、指標の「森林づくり活動に参加した人」の実績は、23,449人で、目標の26,000人を下回りました。

平成24年度は、三重のもりづくり月間を中心としたフェア等の開催に加え、フェイスブック等の情報ツールを充実して県民の皆さんの森林づくり意識の醸成を促進するとともに、企業の森や森づくり活動団体のスキルアップ等への支援などにより、さまざまな主体の森林づくりを進めます。

指標：森林づくりへの参加者数



IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

平成23年度は、新たに2カ所の森林で「企業の森」協定を締結し、企業による森林整備を進めています。また、平成24年3月に三重県生涯学習センターで「みんなで考える森林づくりフォーラム」を開催しました。さらに、森林ボランティアの森林作業における知識の習得と技術の向上を図るため、三重県森づくり安全技術・技能地域推進協議会が実施する「森づくり安全技術・技能研修会」の開催を支援しました。

(2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民などの幅広い参画と合意形成のもとに、森林づくりなどの計画づくりを進めています。

平成23年度は、「三重の森林づくり条例」に基づく「基本計画」の改定に際し、平成23年10月11日～11月10日までパブリックコメントを募集して、具体的な意見45件をいただき、反映しました。

(3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

平成23年度は、(公社)三重県緑化推進協会と連携して「緑の募金」活動を実施したほか、新聞や県広報誌等を活用し、緑化意識の啓発を展開しました。また、財団法人日本さくらの会の助成事業を活用し、名張市など県内4箇所にヤマザクラを計430本配布しました。

「企業の森」の実績

区分	企業名	面積(ha)
平成18年度	シャープ(株)三重工場(多気町)、(株)百五銀行(津市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、プリマハム(株)(伊賀市)	12.3
平成19年度	全労済三重県本部(津市)、(株)損保ジャパン(津市)、ネットヨタ三重(株)(松阪市)、シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市)、(株)INAX(伊賀市)	11.5
平成20年度	(株)百五銀行(津市)、三重中央開発(株)(伊賀市)、紀州製紙(株)(熊野市)、四日市西ライオンズクラブ(菟野町)、エレコム(株)(尾鷲市)	31.4
平成21年度	三菱重工業(株)冷熱事業本部(紀北町)、城南建設(株)(松阪市)、JAバンク三重(津市、名張市)	21.8
平成22年度	中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菟野町)、東海ゴム工業(株)(松阪市)、清水建設(株)(松阪市)、NTN(株)(桑名市)、津商工会議所(津市)、(株)百五銀行(津市)、横浜ゴム三重工場(株)(大紀町)、NTT西日本三重支店(津市)	52.1
平成23年度	(株)第三銀行(松阪市)、エレコム(株)(志摩市)	13.4
計	28カ所	142.5

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 森林づくりの意識の啓発

県民の森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

平成23年度は、10月15日(土)に三重県立熊野古道センターで開催した「三重の森林(もり)と木づかいフェア」(来場者:約1,800人)において、「森林フォーラム2011」を開催し、三浦しをん氏、白木投和氏、吉野奈保子氏による「次世代につなぐみえの森林・林業」と題する対話を行いました。また、県内7地域で、森林とのふれあいや森林の大切さについて考える「森の講座」を開催しました。



フェアでのマイ箸作り



森林についての講義

もりづくり月間の取組

区分	開催場所	イベント内容等
森林フォーラム2011	三重県立熊野古道センター (尾鷲市)	三浦しをん氏らによる対話
森の講座(四日市)	三重県民の森(菰野町)	ネイチャークラフト教室
森の講座(津)	津市青少年野外活動センター (津市)	リース作り
森の講座(松阪)	松阪市森林公園(松阪市)	森の散策、木製時計づくり
森の講座(伊勢)	横山ビジターセンター(志摩市)	自然観察、苔玉づくり
森の講座(伊賀)	三重県上野森林公園(伊賀市)	ネジキのペンダント作り、森林の話、音楽イベント
森の講座(尾鷲)	キャンプinn海山(紀北町)	森林の話、間伐体験、木登り、木工教室
森の講座(熊野)	県立熊野少年自然の家(熊野市)	きのこの菌打ち体験、木工教室

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進



森林の散策



木工教室

V 主な施策と予算

【基本方針】 【基本施策】

【平成23年度に講じた主な取組と決算額】

森林の多面的機能の発揮	森林の整備及び保全	県単森林環境創造事業費 ・公益的機能を重視する環境林の針広混交林化などの公的な整備の推進	252,638 千円
		環境林整備治山事業費 ・環境林で国補対象外の機能の低下した保安林の整備の推進	98,953 千円
		造林事業費 ・森林資源の充実と公益的機能を発揮させるための生産林の整備の促進	516,800 千円
		高齢林整備間伐促進事業費 ・高齢級間伐の推進	78,224 千円
		森林経営計画作成推進事業費 ・森林所有者等による森林の適切な管理や地域活動の促進	19,556 千円
		県行造林事業費 ・地上権を設定した県行造林地の森林管理の推進	61,198 千円
		治山事業費 ・機能の低下した保安林において治山施設の設置や森林整備の推進	2,664,217 千円
		県単治山事業費 ・山地災害危険地区などの荒廃森林の復旧・整備や保安林整備等の促進	1,215,544 千円
		猟政費 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化の推進	20,288 千円
	森林の区分に応じた森林管理の推進	地域森林計画編成事業費 ・地域の特性に応じた森林施業の推進目標や森林管理指針の整備	10,372 千円
林業の持続的発展	林業及び木材産業の振興	森林整備加速化・林業再生基金事業費 ・間伐などの森林整備、施設整備などによる林業再生の促進	4,557,471 千円
		林道事業費 ・森林整備につながる林道などの路網整備の促進	1,113,933 千円
		林業・木材産業構造改革事業費補助金 ・木質内装化や木材加工処理施設の支援の実施	25,236 千円
		がんばる三重の林業創出事業費 ・集約化や木材流通の改善等による安定供給体制整備の促進	79,642 千円
		森の恵みの価値向上事業費 ・消費者のニーズにあった安全で安心なきのこ類の生産の促進	456 千円
	担い手の育成及び確保	林業担い手育成確保対策事業費 ・林業後継者や林業労働力の確保と労働安全対策の促進	14,852 千円
		森林育成促進資金貸付事業費 ・森林組合等の事業展開に必要な資金の貸付	130,300 千円
		普及指導活動事業費 ・森林・林業に関する技術・知識の普及や森林施業に関する指導の実施	4,158 千円
県産材の利用の促進	「もっと県産材を使おう」推進事業費 ・「三重の木」の認証制度の支援を実施して、県産材の利用促進	24,484 千円	

V 主な施策と予算

森林文化及び 森林環境教育の振興	森林文化の振興	——	里地里山保全活動促進事業費 ・里地里山の自然を守り育てる団体等の活動の支援	1,271 千円
	森林環境教育の振興	——	森林とのふれあい・学び事業費 ・指導者の養成や小学校等での森林環境教育の促進	5,616 千円
森林づくりへの 県民参画の推進	県民、NPO、企業等の森林づくり	——	多様な主体による森林づくり事業費 ・ボランティアや企業等多様な主体による森林整備活動の促進	1,058 千円
	森林づくりの意識の啓発	——	「みんなで考える三重の森林」事業費 ・県民の森林や木の理解を図るための森林フォーラムや森の講座の開催	5,897 千円

参考資料1

I 三重の森林づくり条例

平成17年10月21日
三重県条例第83号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能(以下「森林の有する多面的機能」という。)を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕(ひん)している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること(以下「三重のもりづくり」と

いう。)について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等:森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用:育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材:三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者(権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。)及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業(以下「木材産業等」という。)の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

I 三重の森林づくり条例

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分(重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。)に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに

かんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体(緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。)等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年10月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成18年4月1

I 三重の森林づくり条例

日から施行する。

2 この条例の施行(前項本文の規定による施行をいう。)の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例(平成17年三重県条例第六十七号)の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の趣旨

林業採算性の悪化や山村の過疎化・高齢化の進行により林業が大きな打撃を受け、林業や山村地域の人々だけでは森林を適正に守り育てていくことが困難になっている状況を受け、三重の森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」(以下「条例」といいます。)が制定されました。

条例の規定に基づき、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を、平成18年3月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら計画的に取組を進めてきました。

基本計画策定から5年を経過する中で、森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化してきており、今後、これらの変化に的確に対応し三重県の森林づくりを進め、林業を再生していく必要があると考えています。

こうした中で、平成24年度から県の新しい長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」に基づき、「協創(※1)」という考え方で新しい三重づくりを進めていくこととしています。

三重県では、これまでの基本計画に基づき、恩恵を受けている県民の皆さんの参画により社会全体で森林づくりを進めていますが、これは、「協創」の考え方と合致す

るものです。

今回、「みえ県民力ビジョン」のスタートに合わせ、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画2012」(以下「基本計画2012」といいます。)を策定します。

2 基本計画の期間

平成18年に策定した当初の基本計画は20年先を見据え、目標年次を平成37年度とした計画でした。

近年の社会情勢の変化のスピードは一段と早まっており、計画策定後の森林・林業を巡る状況も大きく変化してきています。

このようなことを考慮し、「基本計画2012」では、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」を目指しながら、目標年次は当初の基本計画の平成37年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

第2 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止

Ⅱ 三重の森林づくり条例基本計画2012

等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指標	現状 (2010年)	2015年 (H27)	2025年 (H37)
間伐実施面積 (累計)	7,249ha	80,000ha	140,000ha

【数値目標】

* 目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

* 現状値は、2006～2010(H18～H22)年度までの間伐実施面積累計です。

【指標選定の理由】

森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

指標	現状 (2010年)	2015年 (H27)	2025年 (H37)
県産材 (スキ・ヒノキ) 素材生産量	239千m ³	402千m ³	498千m ³

【数値目標】

* 数値は、木材需給報告書等から県が調

査したデータです。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指標	現状 (2010年)	2015年 (H27)	2025年 (H37)
森林文化・森林 環境教育 指導者数及び 活動回数	455人 1,489回	650人 2,000回	800人 3,000回

【数値目標】

* 数値は、県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

* 現状値の指導者数は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数で、その活動回数については、アンケート調査に基づく実活動回数です。

【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指標	現状 (2010年)	2015年 (H27)	2025年 (H37)
森林づくりへの参加者数	24,241人	30,000人	40,000人

【数値目標】

*数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

*現状値は、県及び(社)三重県緑化推進協会等が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

1-(1) 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

1-(2) 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニングなどにより重視する森林の機能に応じた森林管理を進めま

す。

【基本方針2 林業の持続的発展】

2-(1) 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

2-(2) 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業者等の育成強化を図ります。

2-(3) 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

3-(1) 森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3-(2) 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

4-(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

4-(2) 森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

第4 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

1 森林の整備及び保全【基本施策1-(1)】

(1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

(2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正

化を図ります。

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

2 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1-(2)】

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

3 林業及び木材産業等の振興【基本施策2-(1)】

(1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

併せて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、地域材を供給する木材産業の振興を図ります。

(4) 特用林産の振興

安全で安心な特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

4 担い手の育成及び確保【基本施策2-(2)】

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、施業プランナー、機械オペレーター等の人材育成を進めます。

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

5 県産材の利用の促進【基本施策2-(3)】

(1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、

大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

(2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

(3) 信頼される県産材の供給の促進

基準が明確な『三重の木』や『あかね材』の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

(4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により『三重の木』住宅等の普及、販路拡大を進めます。

(5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を進めるとともに、市町が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

(6) 木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

(7) 新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。

6 森林文化の振興【基本施策3-(1)】

(1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

(2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

(4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

7 森林環境教育の振興【基本施策3-(2)】

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の皆さんの森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

8 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4-(1)】

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

(2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

(3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

9 森林づくりの意識の啓発【基本施策

4-(2)】

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

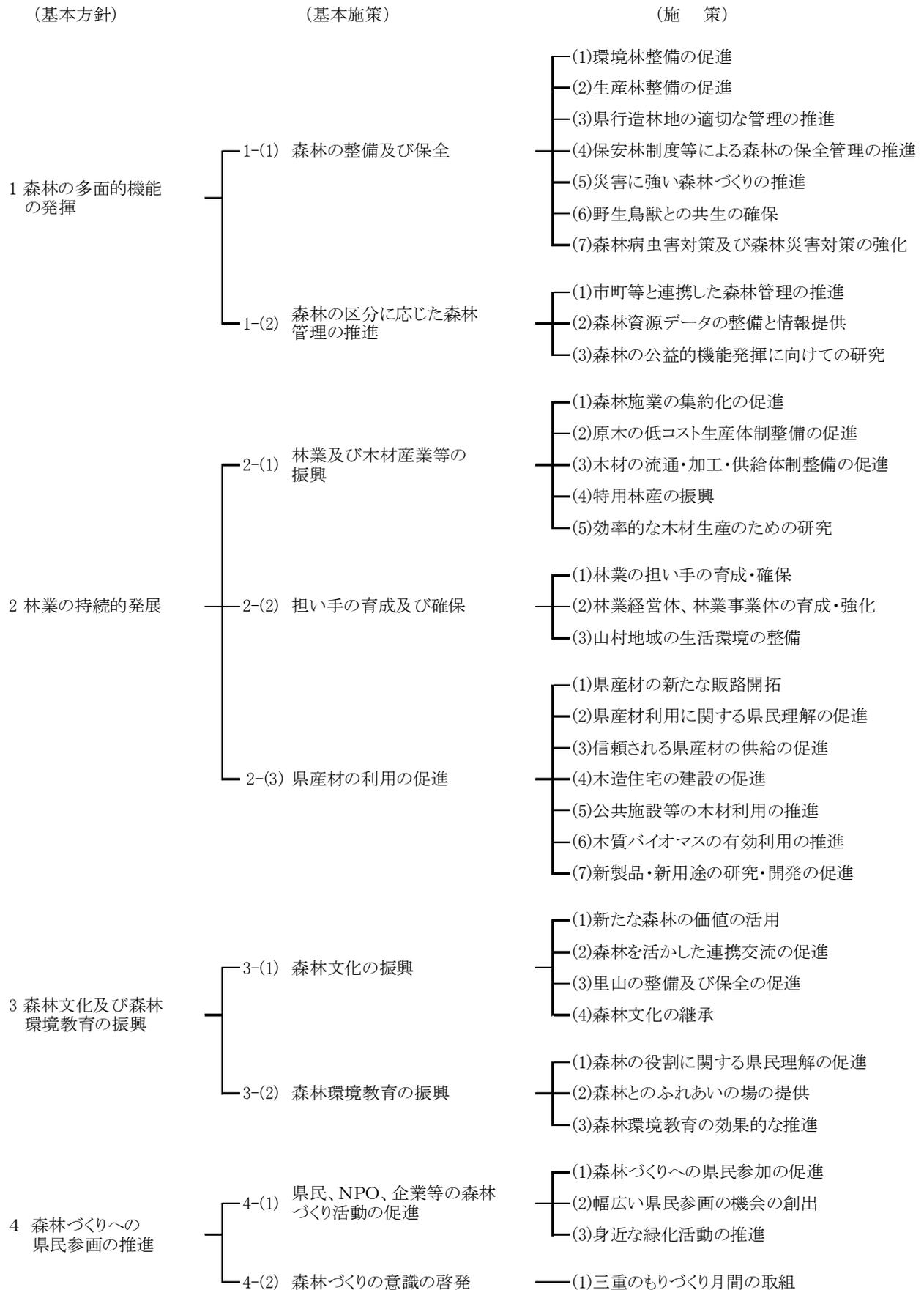
また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を平成37年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

Ⅲ 三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系



ア 行

NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

あかね材

スギノアカネトラカミキリ等の食痕が見られる木材のうち、一定の規格基準に適合することを「あかね材認証機構」により認証された木材製品。

カ 行

カーボンニュートラル

バイオマスを燃焼すること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、バイオマスは、人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させない。この特性を称して「カーボンニュートラル」という。

架線集材

空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端等に集める方法。

環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加など）があり、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因である。

間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間

伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

・搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

・伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッダ：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤーダ：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能

な集材車。

スイングヤーダ:建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

サ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

作業道

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応すること。

下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌

木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施。

市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、

植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。

森林インストラクター

(社)全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。

森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

森林経営計画制度

平成23年の森林法改正により創設された制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた5年を一期とする計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。

森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者などによる森林経営計画などがある。

森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

森林整備

森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林施業の集約化

林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

森林ゾーニング

森林を機能などに応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング:森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

森林の団地化

森林の施業を一体的に行うことを目的に、複数の森林所有者の森林をまとめること。

森林文化

森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

森林文化・森林環境教育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター、森林セラピスト等、林業専業者以外で森林の役割や重要性についての啓発を行う人。

森林ボランティア

自主的に森林づくり(森林整備)に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担います。

森林・林業基本法

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成13年7月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

森林・林業再生プラン

今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針。農林水産省が、平成21(2009)年12月に策定。

生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

生物多様性

遺伝子、生物種、生態系のレベルで多様な生物が共存していること。

施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期として立てる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること(植栽)。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

造林未済地

人工林伐採跡地のうち、伐採後3年以上経過しても更新が完了していないもの。

素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158計画区)に5年ごとに10年を一期として立てる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。

地球温暖化

温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなどの気体)が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

夕行

治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ハ行

フォレスター

市町村森林整備計画の策定支援を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、市町村が行う行政事務の実行支援を通じて、森林所有者等に対する指導等を行う人材。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用品な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ 行

「三重の木」認証制度

木材が県産材(三重県内で育成された木材)であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人

間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

木質バイオマス

森林で生育した樹木のことで、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ラ 行

林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

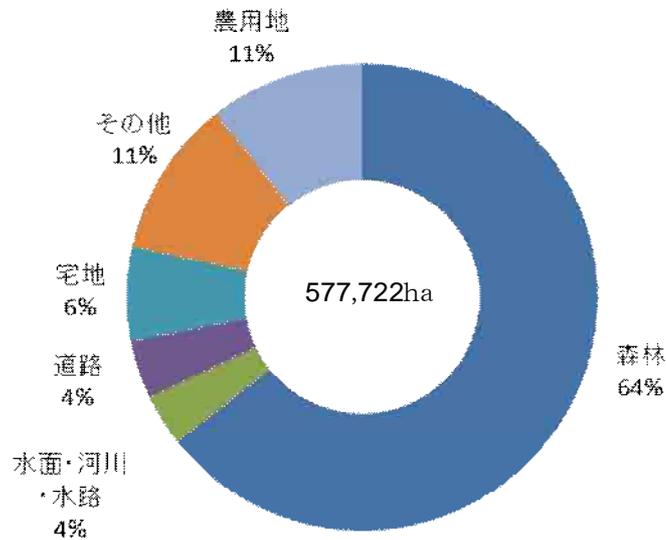
路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、一般車両の走行を想定する「林道」、10トン積みトラック等の林業用車両の走行を想定する「林業専用道」、フォワーダ等の林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分される。

参考資料2

I 三重の森林・林業の現状

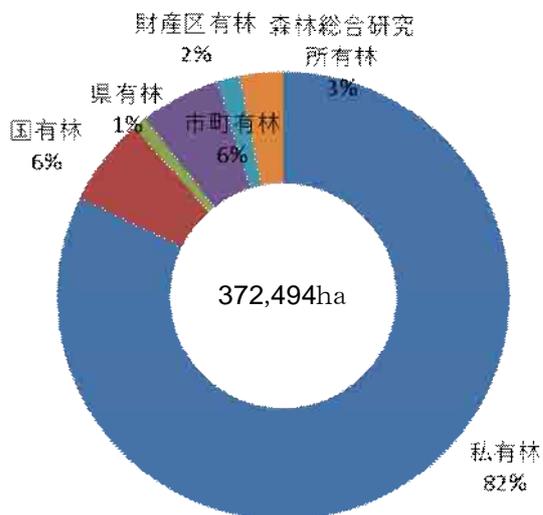
土地利用状況



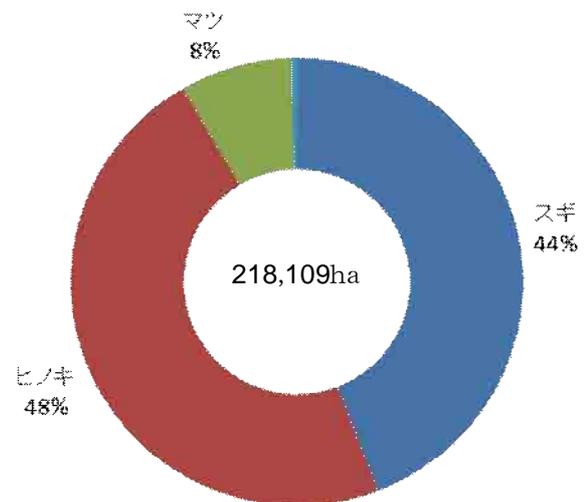
資料:平成24年県勢要覧

森林資源の状況

所有形態別森林面積



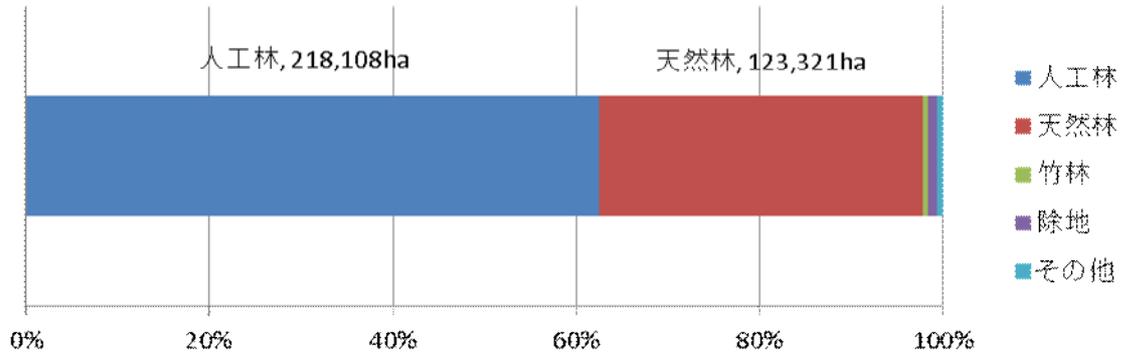
民有林人工林樹種別面積



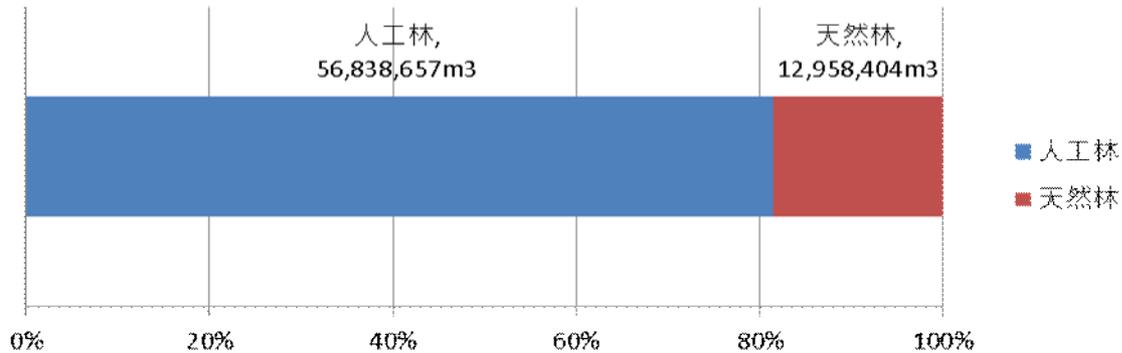
資料:森林・林業経営課

I 三重の森林・林業の現状

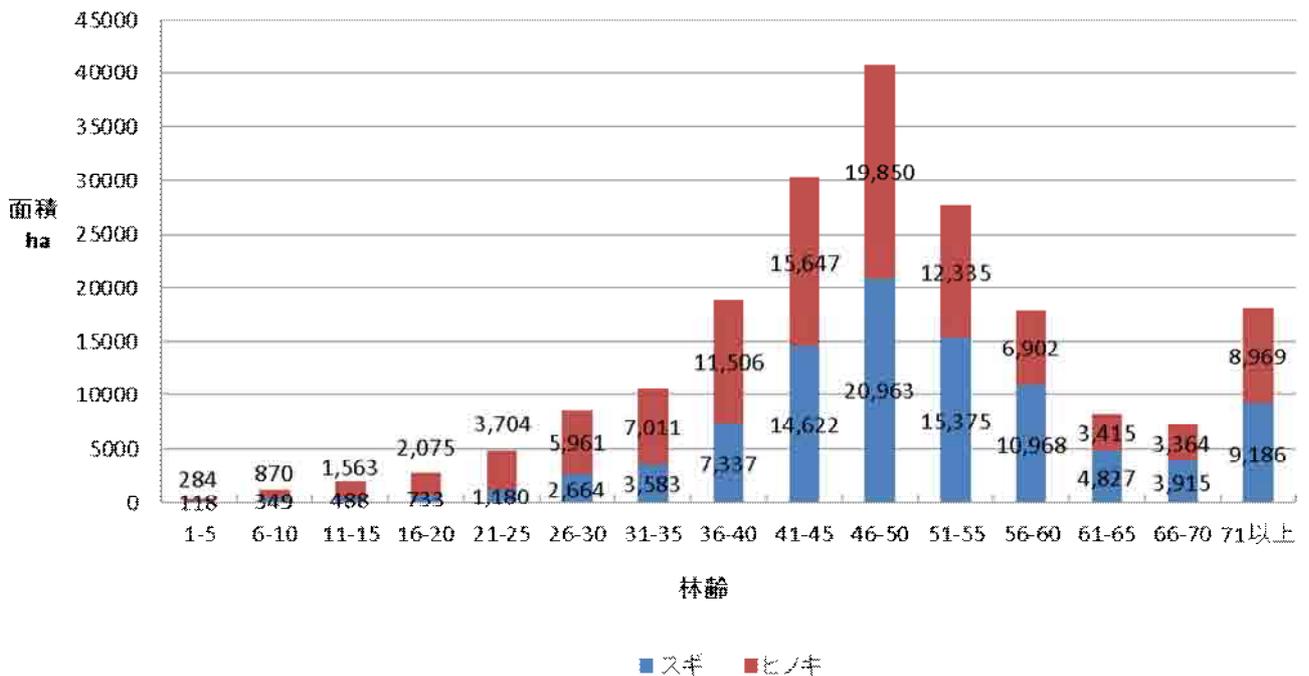
民有林林種別面積



民有林人工林・天然林別蓄積



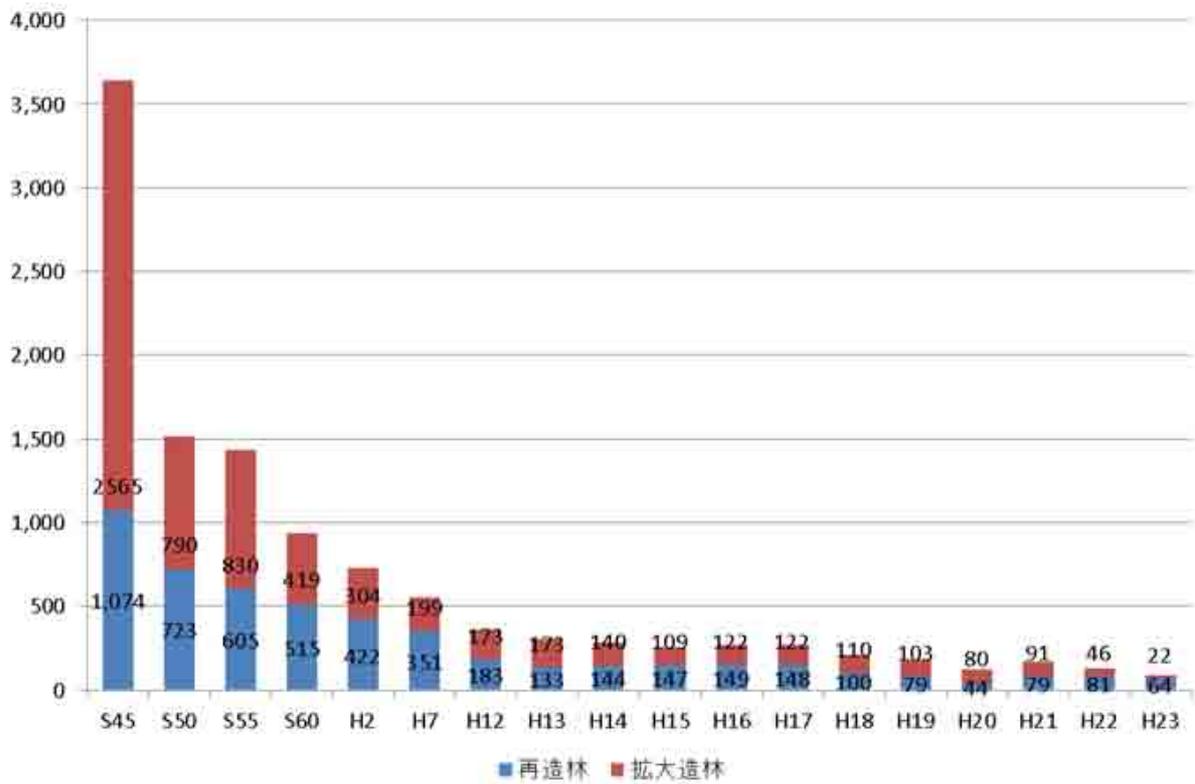
民有人工林スギ、ヒノキ林齢別面積



資料: 森林・林業経営課

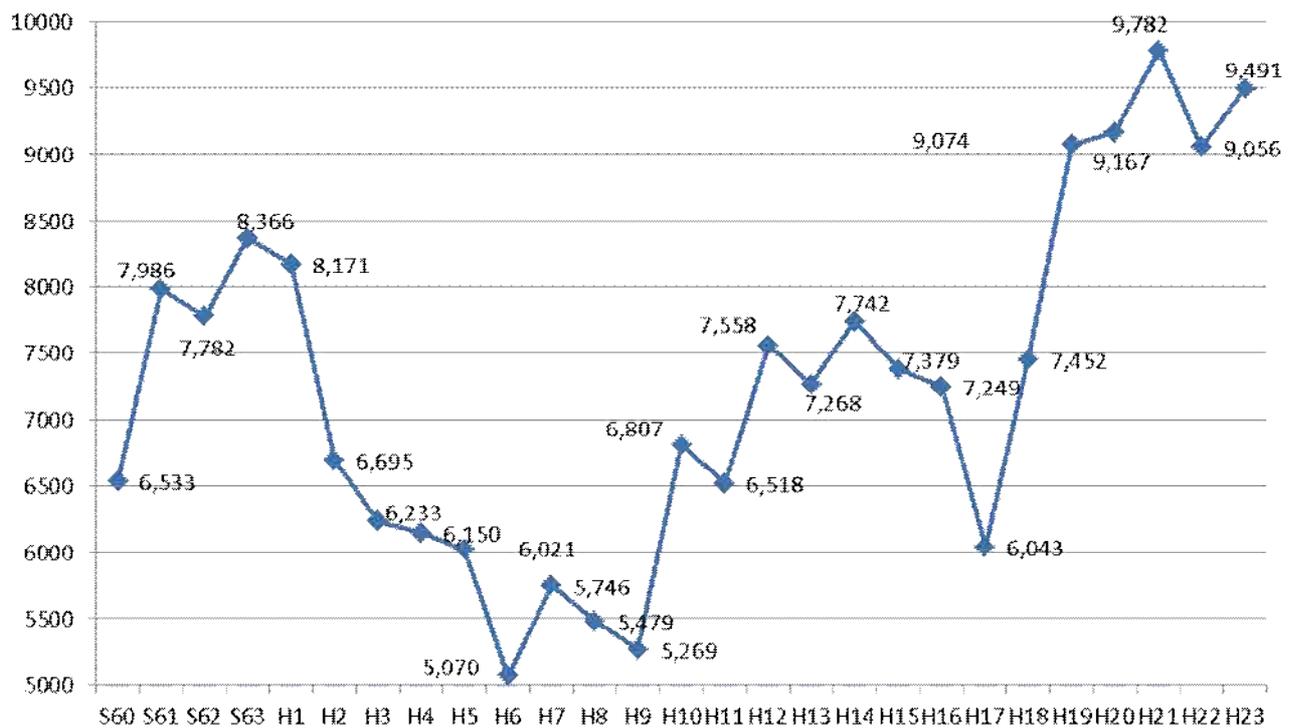
I 三重の森林・林業の現状

造林



資料：森林・林業経営課

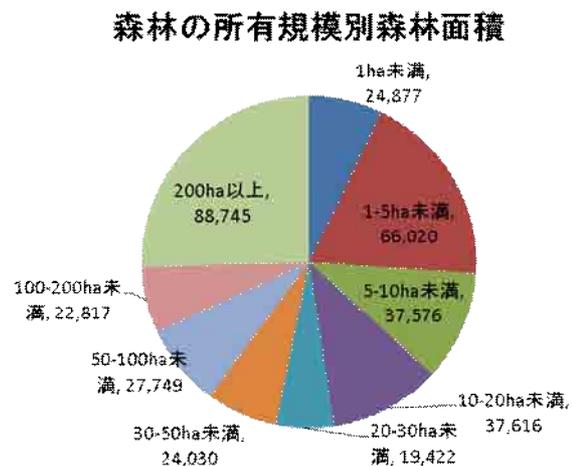
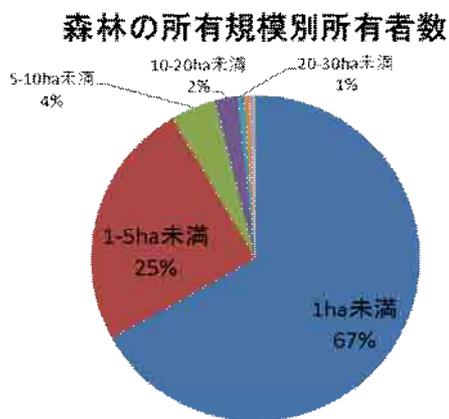
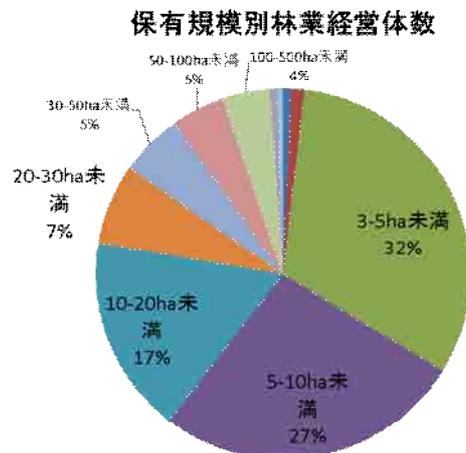
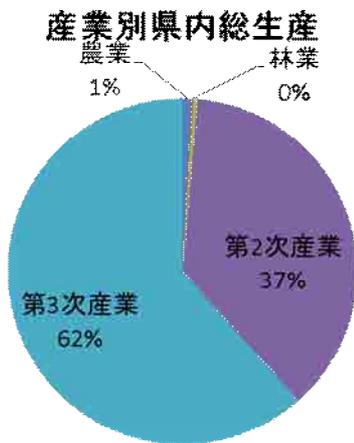
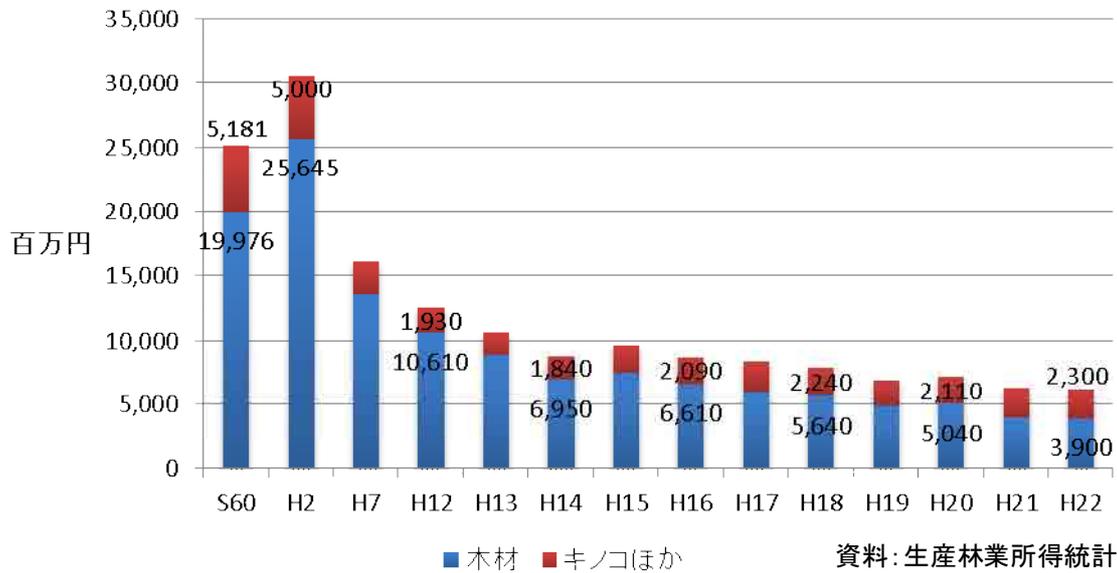
間伐



資料：森林・林業経営課

林業経営

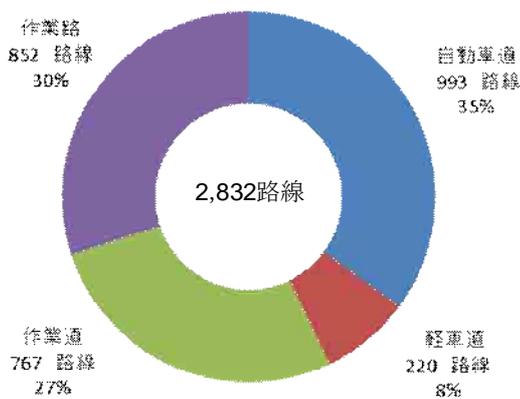
林業産出額の推移



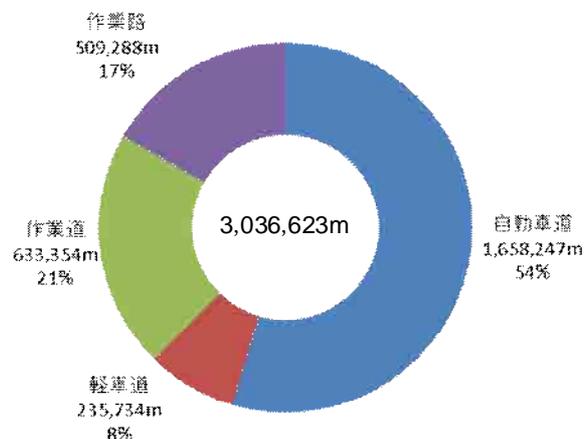
I 三重の森林・林業の現状

林道

林道種類別路線数



林道種類別延長



区分	延長 (km)	密度 (m/ha)	舗装延長 (km)	舗装率 (%)	備考
三重県	1,658	4.7	798	48.1%	H22末現在
全国	88,414	5.1	38,175	43.2%	H21末現在

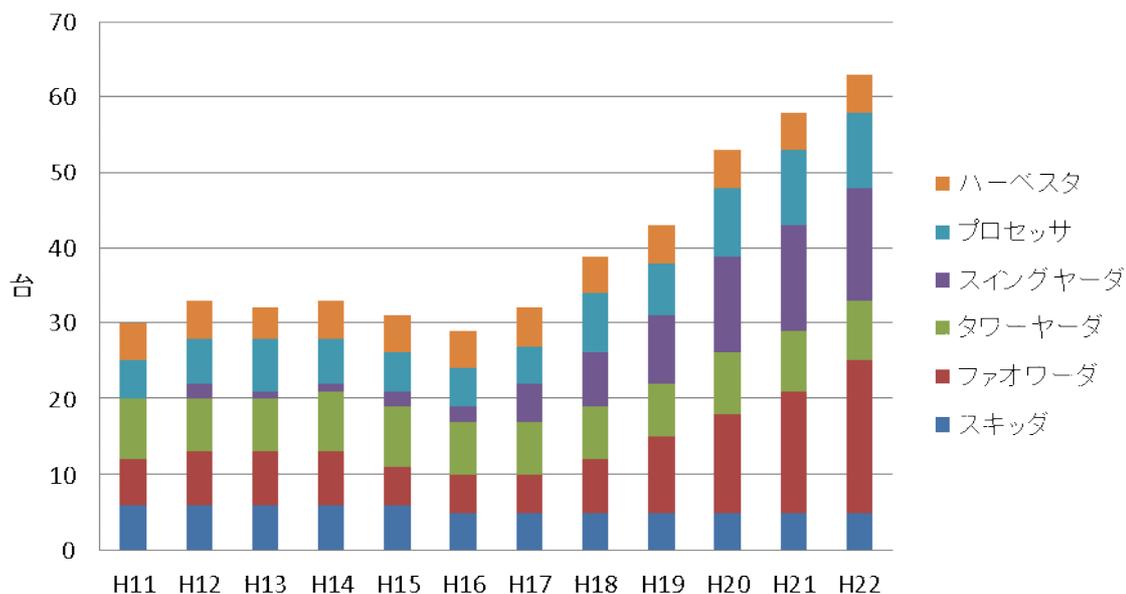
※林道延長は、林道のうち自動車道を記載

※三重県の数値は、三重県森林・林業統計書(平成23年12月版)

※全国の数値は、民有林森林整備施策のあらまし(平成23年12月版)

資料: 治山林道課

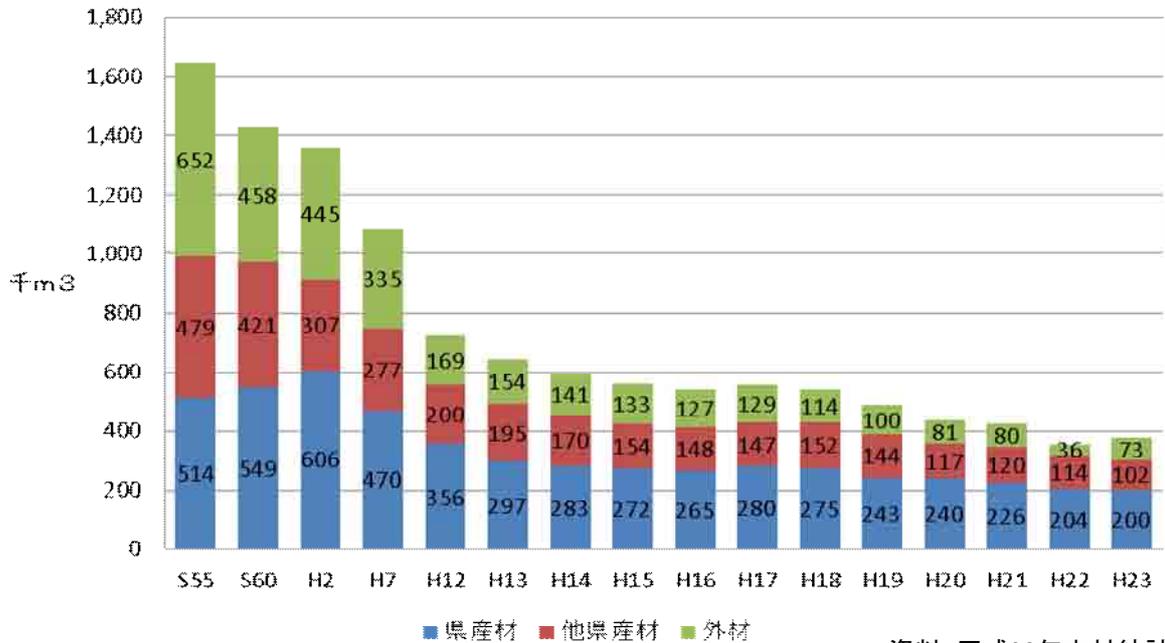
高性能林業機械等



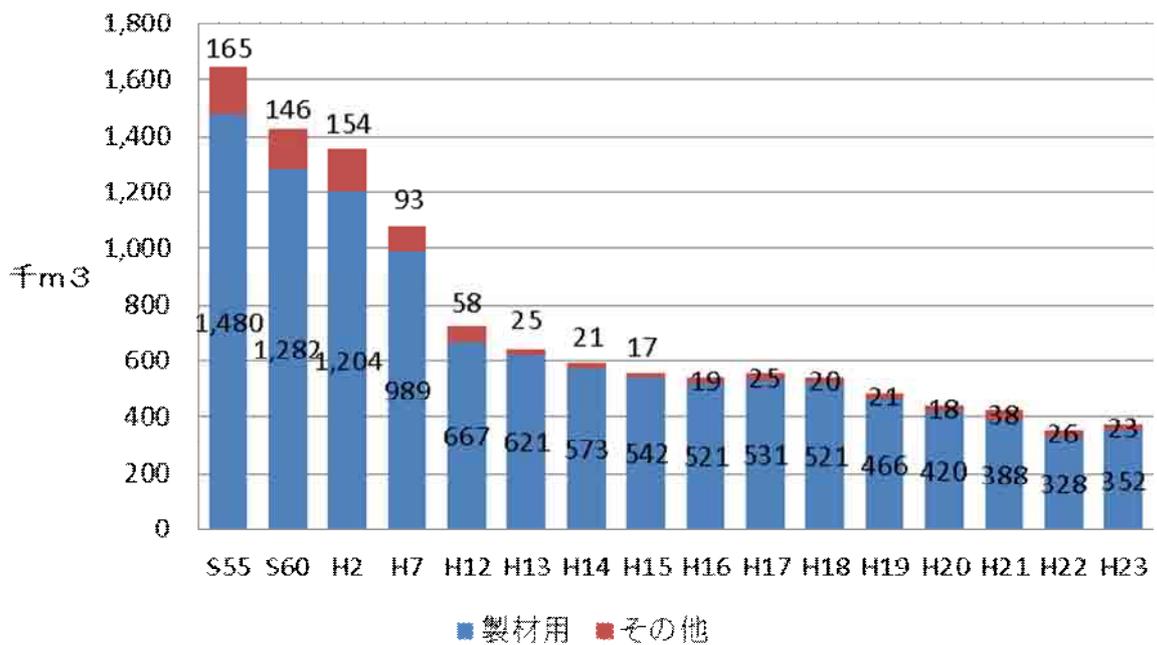
資料: 森林・林業経営課

木材需給量

木材供給量の推移

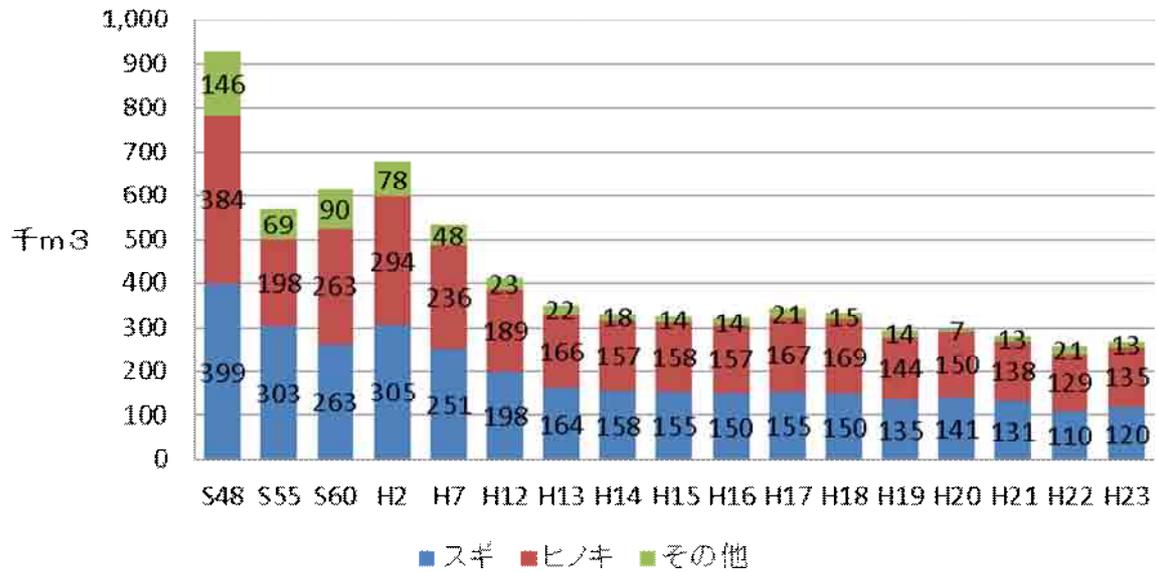


木材需要量の推移



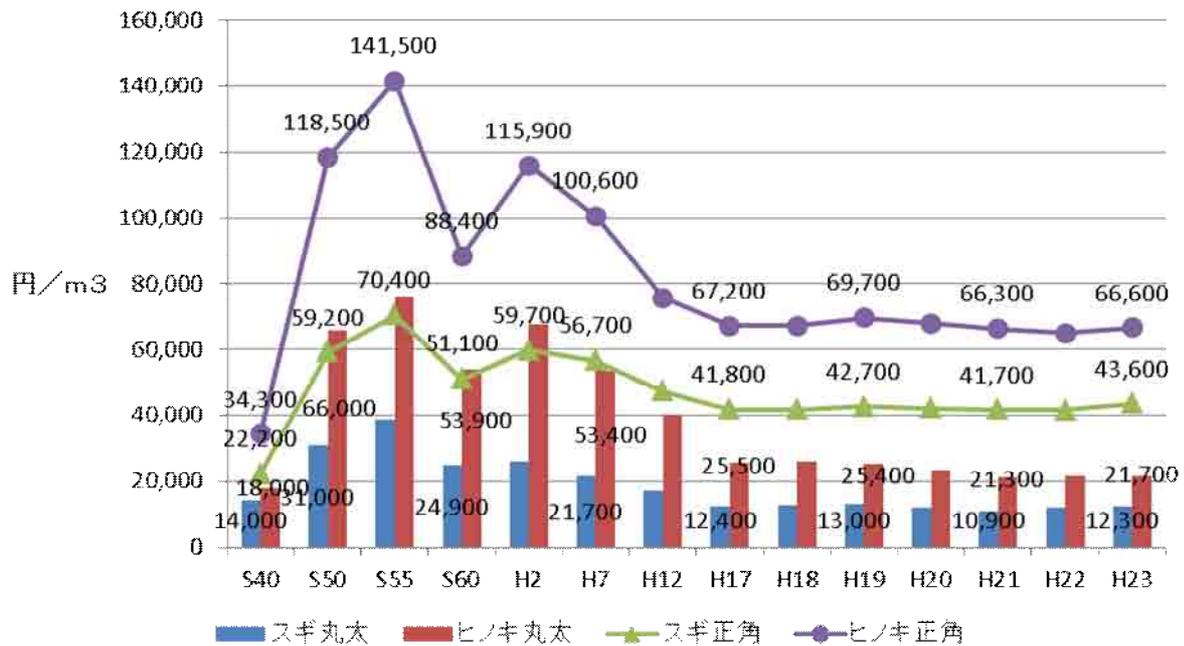
木材生産

素材生産量の推移



資料:平成23年木材統計

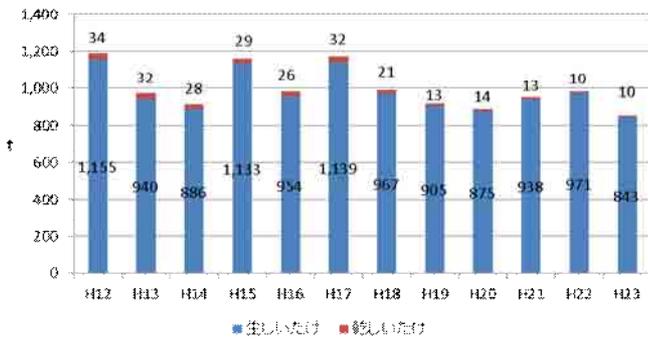
木材価格の推移



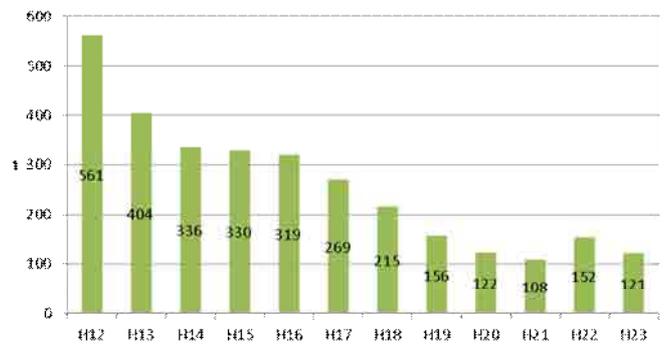
資料:森林・林業白書

特用林産物

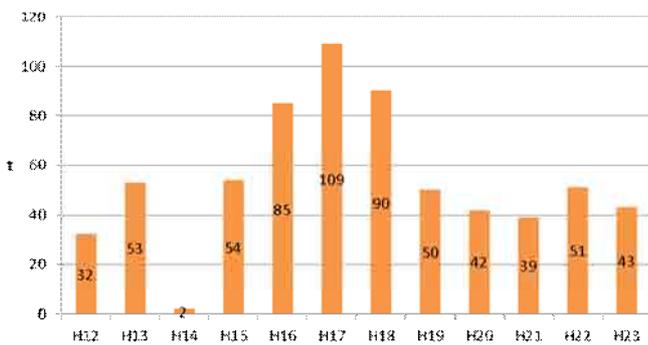
しいたけ生産量の推移



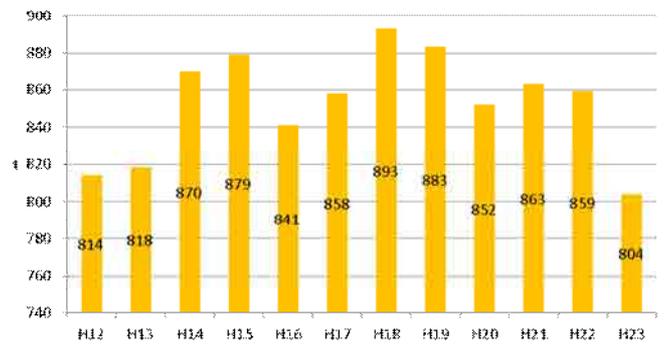
ひらたけ生産量の推移



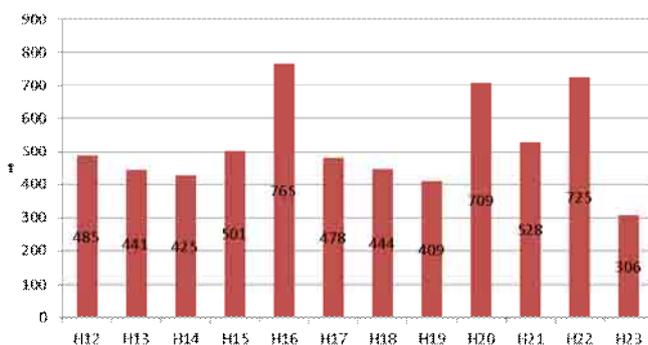
はたけしめじ生産量の推移



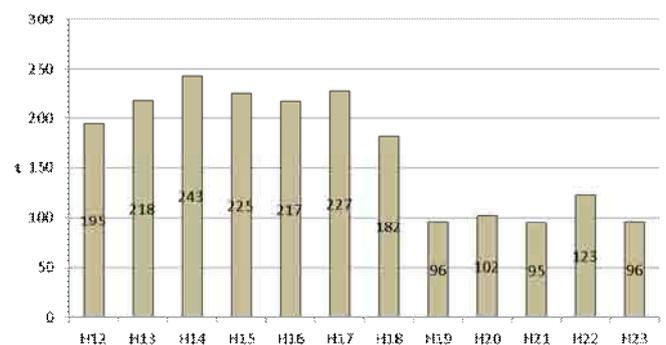
なめこ生産量の推移



たけのこ生産量の推移



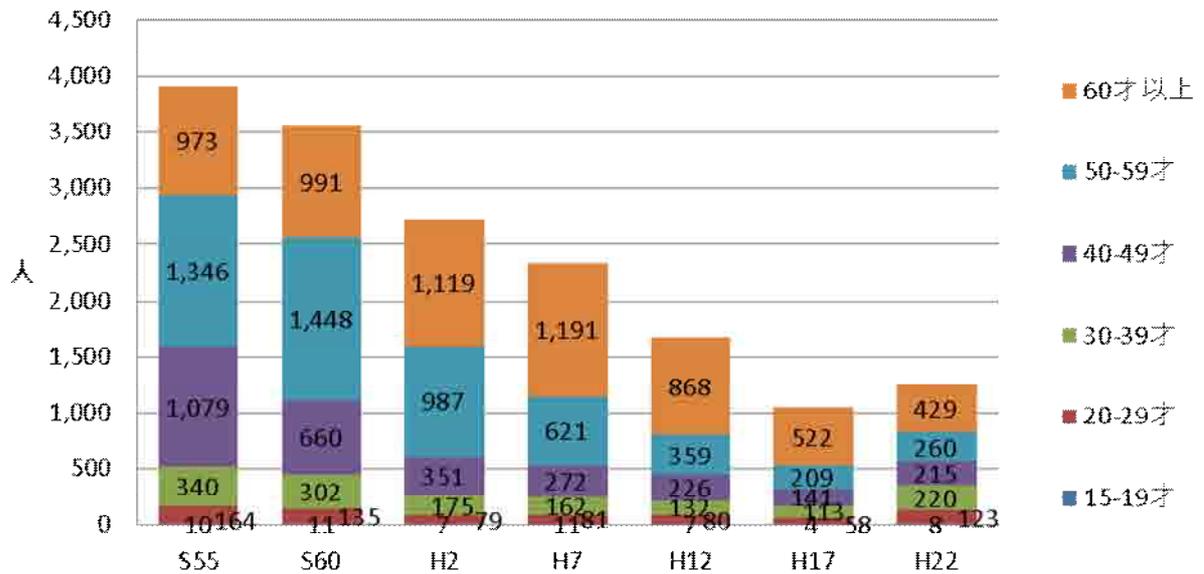
木炭生産量の推移



資料：特用林産物需給動態調査

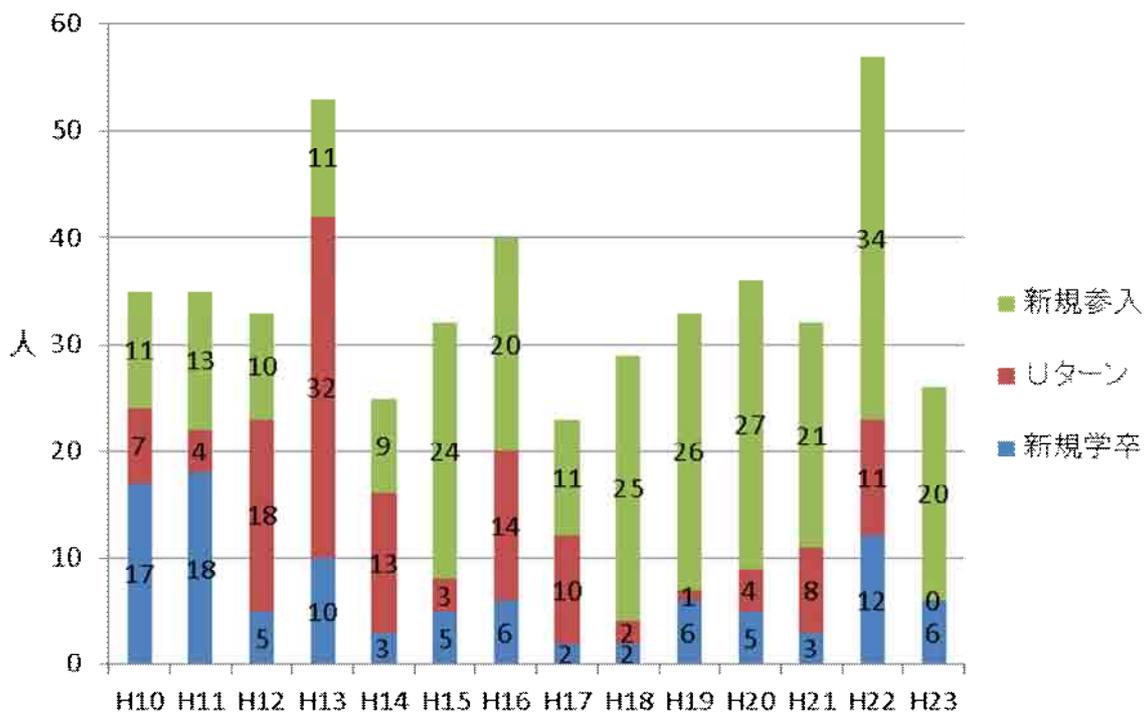
林業労働力

林業従事者数の推移



資料: 国勢調査

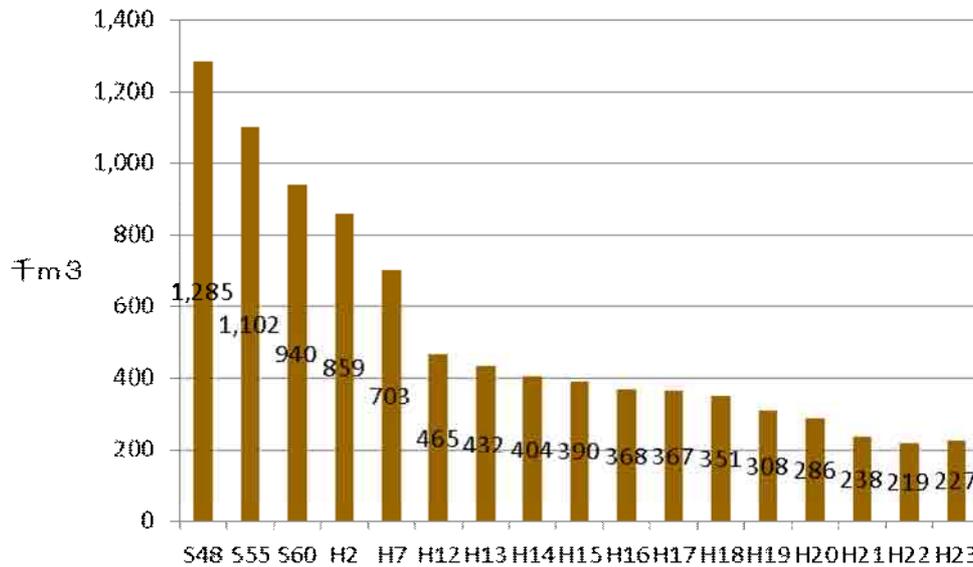
新規林業就業者数の推移



資料: 森林・林業経営課

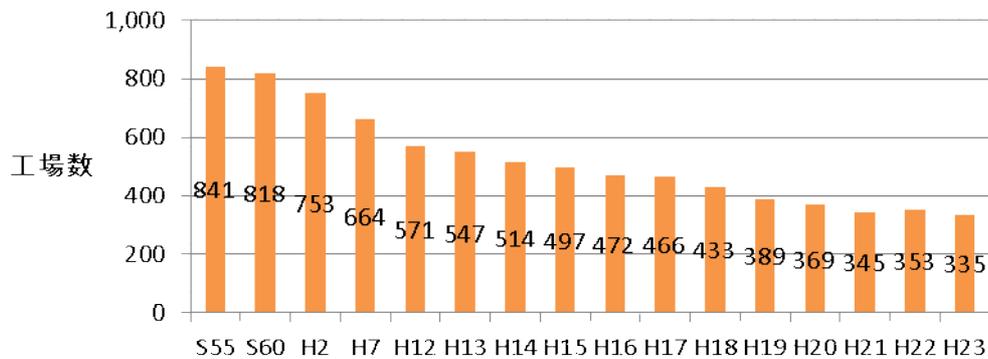
木材産業

製材出荷量の推移



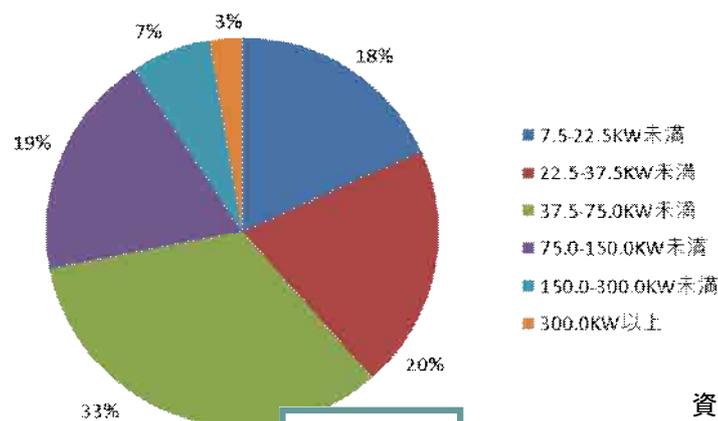
資料：平成23年木材統計

製材工場数の推移



資料：平成23年木材統計

出力数別比率

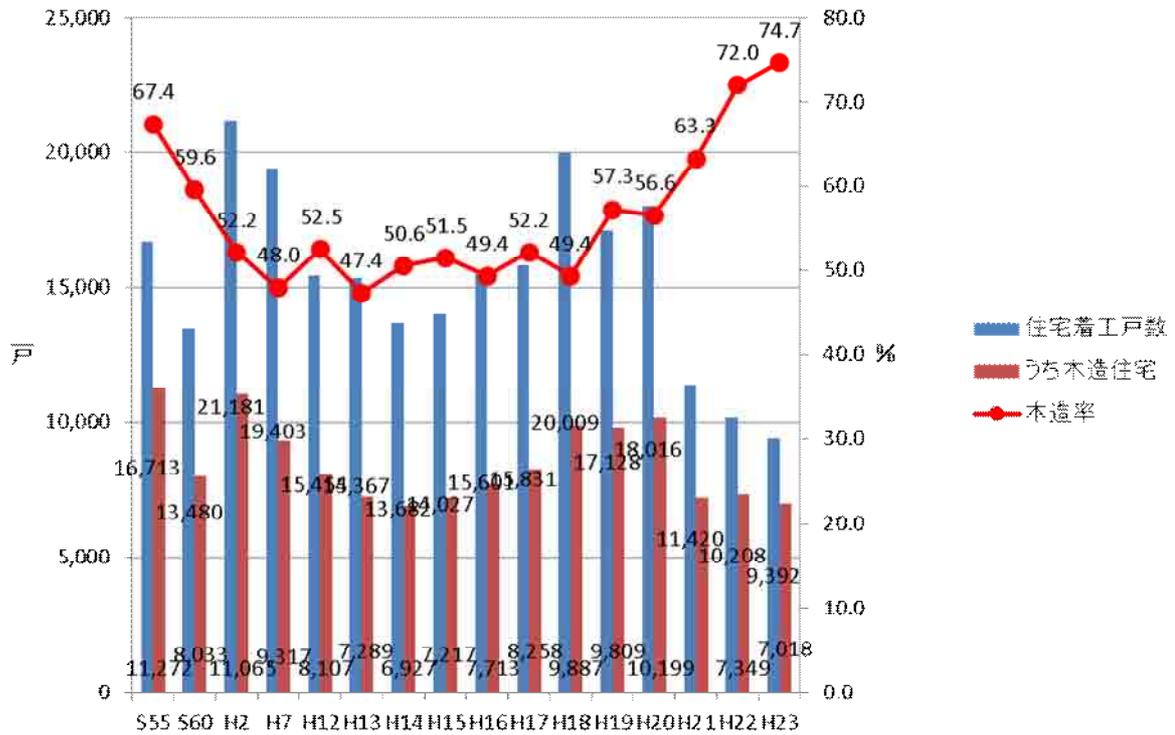


資料：平成23年木材統計

I 三重の森林・林業の現状

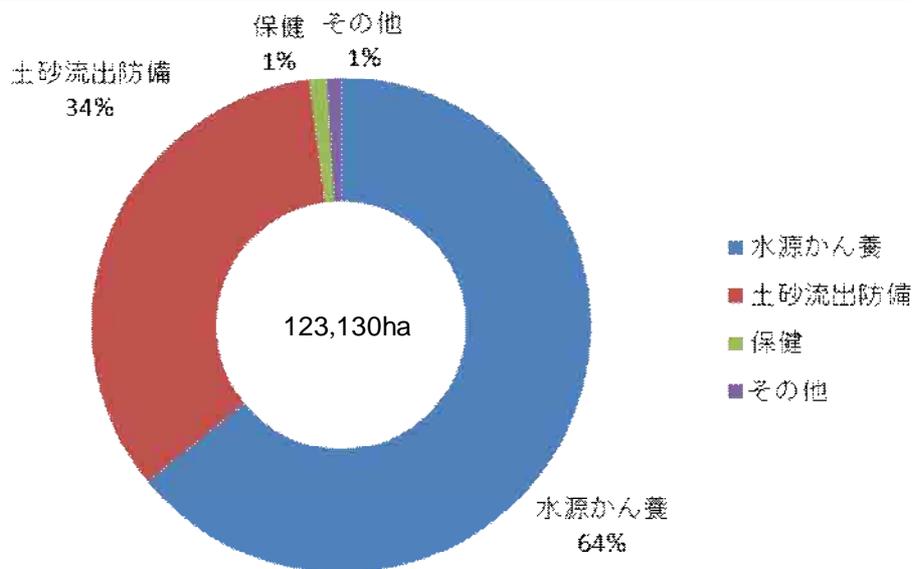
住宅着工戸数

新設住宅着工数の推移



資料：住宅着工統計

保安林

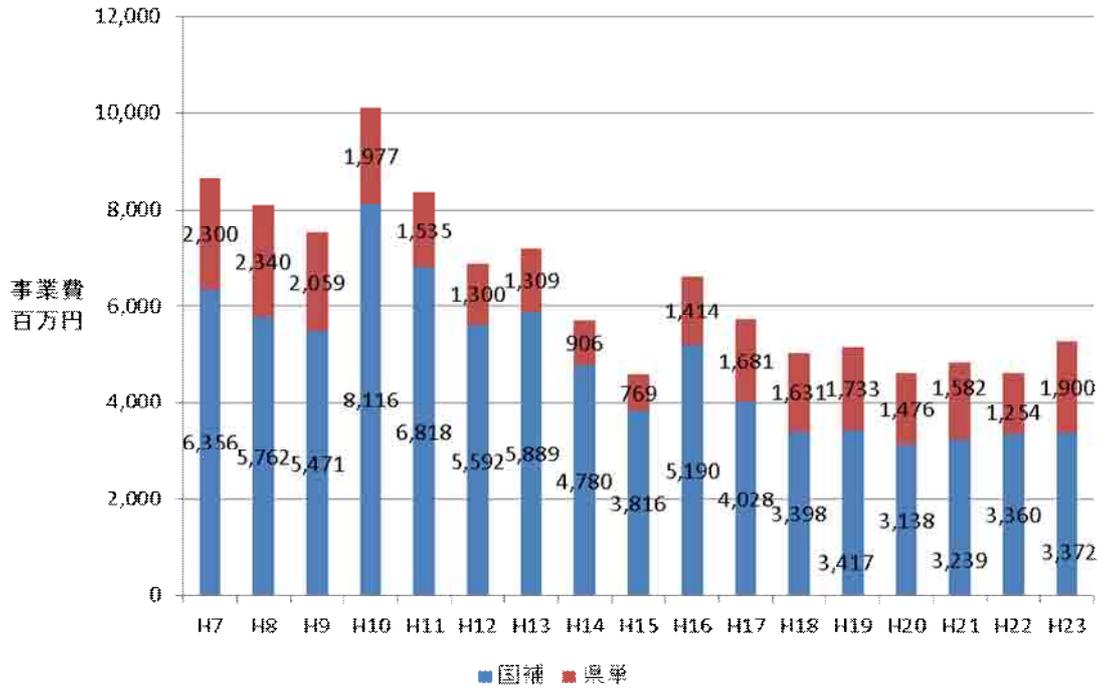


資料：治山林道課

I 三重の森林・林業の現状

治山

治山事業の推移



山地災害危険地区

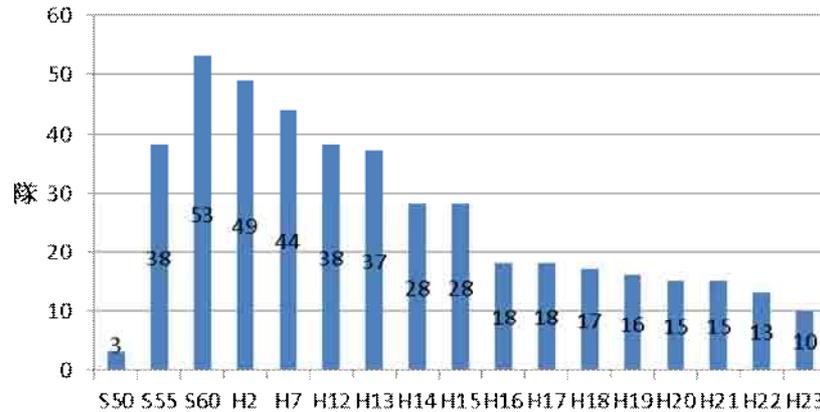
区分	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	計
既着手	841	1,056	13	1,910
未着手	1,132	909	0	2,041
合計	1,973	1,965	13	3,951
治山着手率	43%	54%	100%	48%

資料: 治山林道課

I 三重の森林・林業の現状

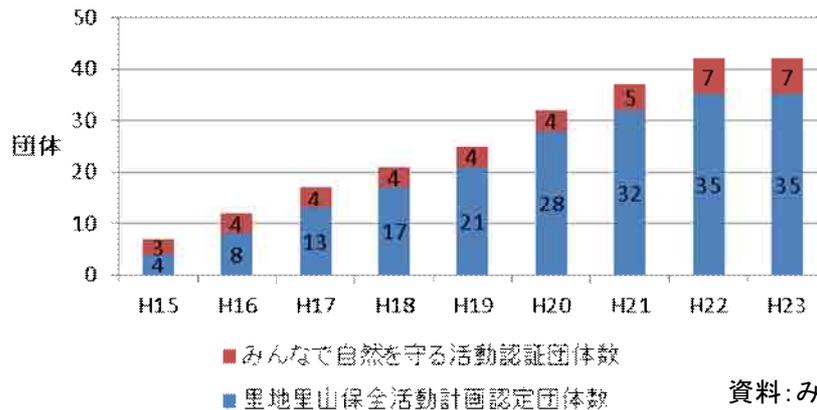
森林づくりへの参加

緑の少年隊数の推移



資料: みどり共生推進課

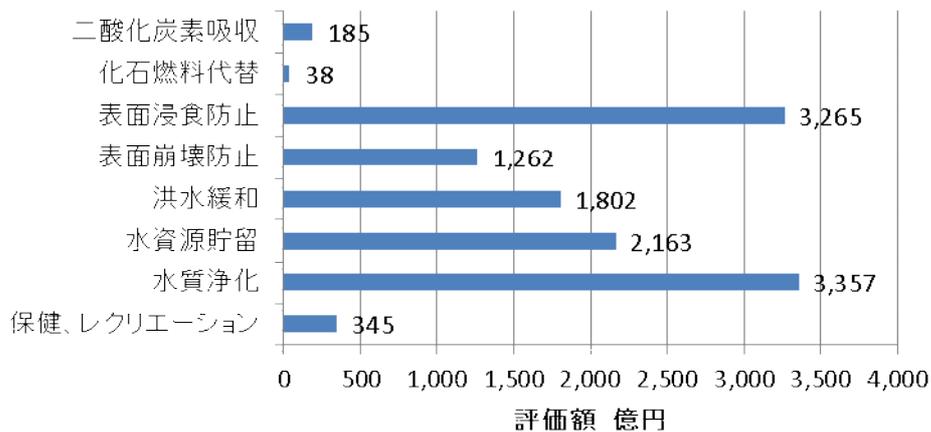
里地里山保全計画等の認定状況



資料: みどり共生推進課

森林の公益的機能の評価

三重県の評価額



資料: 日本学術会議が平成13年に農林水産省に答申した試算方法を参考に試算(平成17年7月)

三重の森林づくり実施状況(平成23年度版)

平成24年9月

三重県農林水産部森林・林業経営課

治山林道課

みどり共生推進課

〒514-8570津市広明町13番地

TEL 059-224-2564

FAX 059-224-2070